令和２年第７回矢掛町議会第４回臨時会（第１号）

１．会議招集日時　令和２年１１月２５日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（閉会）　午前　９時４４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
１	田　中　輝　夫	出	２	髙　月　敏　文	出
３	原　田　秀　史	出	４	小　塚　郁　夫	出
５	石　井　信　行	出	６	山　部　多　喜　夫	出
７	花　川　大　志	出	８	川　上　淳　司	出
９	浅　野　　毅	出	１０	土　田　正　雄	出
１１	山　野　豊　久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務防災課長	堀　賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	奥村栄治	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務防災課長代理	立川人士	企画財政課長代理	河上昌弘
矢掛寮長	西山弘之	財政管財係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　発議第　４　号　矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第５　議案第７８号　矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

○議長（土田正雄君）　皆さん，おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，令和２年第７回矢掛町議会第４回臨時会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため，本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので，御報告いたします。

次に，本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（土田正雄君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，１１番山野豊久君と，１番田中輝夫君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（土田正雄君）　日程第２，会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は，本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，今期臨時会の会期は，本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（土田正雄君）　日程第３，諸般の報告を行います。

町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

令和２年第７回矢掛町議会第４回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私とも何かと御多用の中を御出席いただきまして，まことにありがとうございます。

さて，新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中，政府は，ＧｏＴｏキャンペーンの運用の一部見直しを発表し，観光支援策のトラベルでは，感染拡大地域を目的とする旅行の新規予約を一時停止する対策を，また，飲食店支援のイートも，都道府県知事と連携して，プレミアム付食事券の新規発行の一時停止などの検討を進めているところでございます。

矢掛町の状況ではございますが，御存じのように，今日現在，感染者が出てないということに対して，町民の皆さんの賢い行動に対して，敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら，冬場に入って，より環境が悪くなっておる状況でございます。今までと同じように，基本を守る。つまり，うがい。そして，マスク，検温，消毒等々を実施していただいて，冬場にはこれから，これに加えて換気が必要になります。なかなか，寒くなるということで，戸を閉める可能性があると思いますが，この換気もしていただいて，引き続きこのコロナに立ち向かっていかなきゃならないというふうに思いますので，皆さん方の協力をよろしくお願いしたいと思います。と同時に，医療機関

の皆様にも，大変御苦労があろうかと思いますが，合わせて感謝申し上げたいと思います。

そうした中で，このたびの臨時議会の招集についてでございますが，景気減速で，民間企業のボーナス水準が公務員を下回り，その差を埋めるため，人事院が引下げを勧告したことによります職員給与改定の案件に関しまして，その施行日の関係から１１月中に御審議御決定をいただく必要が生じたことに伴いまして，お願いしたところでございます。御審議いただきます案件は，職員給与条例の一部改正でございます。どうか，適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いして，開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　次に，議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

以上で，諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　発議第４号　矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（土田正雄君）　日程第４，発議第４号，矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。本案件は，提案理由の説明でありますが，この発議案につきましては，全議員からの発議によるものでございます。つきましては，会議規則第３９条第２項の規定により，説明は省略したいと思います。

お諮りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，提出者からの説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第４号は，原案のとおり決することに，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，発議第４号，矢掛町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については，原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第７８号　矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

○議長（土田正雄君）　日程第５，議案第７８号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由及び提案の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　それでは，議案第７８号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について，提案理由を御説明申し上げます。本議案は，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきま

して，この議会に提出させていただくものでございます。

主な内容といたしましては，令和２年人事院勧告を受けて，国が，一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定したことから，本庁も期末手当の改定を行うものであります。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君）　次に，議案の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　〔議案第７８号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第７８号については，原案のとおり決することに，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第７８号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定については，原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会及び特別委員会の所管部分の調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。したがって，次期議会の会期・日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会及び特別委員会での調査･研究については,閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，次期議会の会期・日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会及び特別委員会の調査・研究については，閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

さらに，お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議規則第７条の規定により,本日をもって第７回矢掛町議会第４回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，第７回矢掛町議会第４回臨時会は閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和２年第７回矢掛町議会第４回臨時会につきましては，上程いたしました給与条例の一部改正につきまして，慎重な御審議を賜り，それぞれ原案のとおり御決定いただきましてまことにありがとうござ

います。

今回は，特殊事情によります臨時会ということで，議員の皆様にはお忙しい中を御出席いただいた次第でありますが，来月には１２月の定例会の招集ということになります。年末に向け，何かと慌ただしい時期を迎えることになりますが，どうぞよろしくお願いをいたします。

また，新型コロナウイルス感染症対策を含めた，今年度事業におきましては，引き続き，責務を全うし，今後も感染の状況や国の政策などの状況変化に迅速に対応しながら，全集中で頑張ってまいる所存でありますので，議員の皆様を始め，町民の皆様には引き続き，感染拡大防止につきまして一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして，閉会の御挨拶といたします。

本日は，まことにありがとうございました。

○議長（土田正雄君）　以上をもちまして，閉会といたします。それでは皆さん，お疲れ様でございました。

午前　９時４４分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員

令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会（第１号）

１．会議招集日時　令和２年１２月２日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（散会）　午後　０時　１分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	田中輝夫	出	２	髙月敏文	出
３	原田秀史	出	４	小塚郁夫	出
５	石井信行	出	６	山部多喜夫	出
７	花川大志	出	８	川上淳司	出
９	浅野毅	出	１０	土田正雄	出
１１	山野豊久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務防災課長	堀賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	奥村栄治	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務防災課長代理	立川人士	企画財政課長代理	河上昌弘
矢掛寮長	西山弘之	財政管財係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告
日程第４　議案第７９号　岡山県西部衛生施設組合規約の変更について
議案第８０号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８１号　矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第８２号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第８３号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第８４号　矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第８６号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第８７号　矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について
議案第８８号　矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について
議案第８９号　矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について
日程第５　議案第９０号　道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について
日程第６　議案第９１号　賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第７　議案第９２号　賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について
日程第８　議案第９３号　矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
議案第９４号　町道の路線変更について
議案第９５号　町道の路線認定について
議案第９６号　令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について
議案第９７号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第９８号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第９９号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
議案第 100 号　令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について
議案第 101 号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）について
議案第 102 号　令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第 103 号　令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第 104 号　字の区域及び名称変更について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

○議長（土田正雄君）　皆さん，おはようございます。

師走に入り，今年も残すところ，後１か月足らずとなりました。さて，本日は何かと御多用のところ，お繰り合わせ御出席をいただき，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれては，診療業務のため，本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので，御報告いたします。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（土田正雄君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第 125 条の規定により議長において，２番髙月敏文君と，３番原田秀史君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（土田正雄君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は，本日２日から１０日までの９日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日から１０日までの９日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（土田正雄君）　日程第３，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。本年も残すところ，後僅かとなりましたが，年の瀬を控え，何かと慌ただしい中，本日は令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私御多忙の中，御出席を賜りまして，まことにありがとうございます。

本年最後の定例会ということで,少し時間をいただいて,所感を述べさしていただきたいと存じます。

2020 年を象徴している出来事と言えば，やはり，新型コロナウイルス感染症の流行ではないかと思います。矢掛町でも，先月２６日に初めて感染症患者が確認されました。新型コロナウイルス感染症は，誰もがかかりうる病気であります。コロナ差別や誹謗中傷は絶対しないように，思いやり，支え合いの気持ちを持って御協力いただきますよう，お願いをいたします。また，感染された御本人と家族の皆様にお見舞いを申し上げますとともに，早期の回復をお祈りするものでございます。

医療現場で御尽力いただいている医療従事者やその関係者の皆様には，心から感謝し御礼を申し上げます。

町民の皆様には，引き続き感染拡大の大きな波を乗り越えるために，マスクの着用や手洗いなどの新

しい生活様式を実践していただくとともに，密閉・密集・密接，いわゆる三密を避けて行動していただくようお願いを申し上げます。

さて，本来ですと，今年の夏には，東京オリンピック・パラリンピックが行われるはずでございましたが，来年の夏に延期となり，人類がウイルスに打ち勝った証と東日本大震災から復興しつつある姿を世界に発信する，復興五輪パラリンピックとして開催が実現されるよう願うばかりであります。

さて，国外では，先月アメリカ合衆国の大統領選挙が行われ，共和党のドナルド・トランプ氏と民主党のジョー・バイデン氏が対決し，激戦の末，バイデン氏が勝利をいたしました。今後の日本経済への影響，そして安全保障など，これまでの日米関係にどのような影響を受けるのか。不透明な部分もありますが，日本政府の動向等については，十分注視してまいりたいと思います。

そして国内では，９月に菅内閣が発足し，新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動の両立を掲げ，また，デジタル化などの新たな目標について規制改革など集中的な改革，必要な投資を行い，躊躇なく臨機応変にかつ時期を逸することなく対応する方針を打ち出しており，我がまちといたしましても，できるだけ多くの新しい情報を収集分析しながら，新年度の事業計画及び予算編成にも取り組んでまいりたいと思っております。

また今年度は，防災対策の取組。人口増実現に向け，子ども支援の充実。まるごと道の駅。３つの事業を柱とした賑わいのまちづくりに加え，コロナ対策事業も現在，矢掛町では進めております。引き続き，民間活力による観光振興，少子化対策，そして，移住定住などの人口増対策についての施策を積極的に推進し，支援してまいりますので，議員の皆様には引き続き御理解御協力を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

さて，今回の定例会で御審議いただく案件は，岡山県西部衛生施設組合規約の変更が１件。条例の一部改正及び新規条例について１１件。指定管理者の指定について３件。町道の路線変更及び路線認定について２件。補正予算について８件。字の区域及び名称変更について１件の計２６件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いいたします。なお，本定例会におきましては，一般質問をお受けいたしておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き，報告事項を申し上げます。

報告第１号，矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区選定の答申についての御報告を申し上げます。

新聞報道で，皆様御存じのとおりと思いますが，令和２年１０月１６日，国の文化審議会は，矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定することを文部科学大臣に答申いたしました。審議会では，山陽道の宿場町として栄え，街道沿いには江戸時代後期までに形成された地割に，妻入りと平入りの町家が混在した変化のある屋並みが見られ，漆喰塗込めの重厚な町家など，江戸時代から近代に建てられた伝統的建造物が残り，山陽道の宿場町の歴史的風致をよく伝えられているということが評価され，今回の答申となったものでございます。今後は，官報告示を経て，正式決定となる予定でございます。

報告第２号，英語指導助手の採用について，御報告を申し上げます。

この事業は，町内の子どもたちに幼児期からの国際感覚を身につけるため，こども園・保育園において英語の巡回指導を行なっているものであります。８月末まで勤務していただいたゲイレン・メイヒューさんの後任として，ガーナ出身のナディア・アパさんを１０月１日付で採用いたしました。お手許に資料を配付しておりますが，３０歳，ガーナ共和国の首都アクラ出身のナディア・アパさんは，今年来

日され，民間の英会話教室で幼児への英語の指導経験がございます。矢掛町で子供たちに英語指導することに，大変意欲を示されています。ナディアさんを指導助手として採用することにより，引き続き英語教育を発展させ，ますます外国語等に親近感を持たせるとともに，国際交流の一層の推進に努めてまいりたいと考えていますので，よろしくお願いをいたします。

報告第３号，矢掛ゆかりの作家展の開催について，御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館では，令和３年１月５日の火曜日から２月２８日の日曜日まで，やかげ郷土美術館開館３０周年記念特別企画展，矢掛ゆかりの作家展を開催いたします。本展では，書家，石井梅僊。洋画家，片岡銀蔵，野木定次郎，小坂健三。日本画家，中村江谿，武井泰道ら矢掛町にゆかりのある作家たちの作品を一堂に展示いたします。また併せて，名誉町民である渡邊武次郎を紹介し，ピカソが描いた絵のあるワイシャツと絵皿を同時公開をいたします。

地域の芸術文化への更なる見識を深める機会となれば幸いでございます。

入場料は一般 200 円，中学生 100 円，小学生５０円となっております。町民，議員の皆様におかれましては，御家族御友人をお誘い合わせの上，御高覧いただきますよう，御案内を申し上げます。

報告第４号，出初式の開催について，御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります矢掛町消防出初式を来年１月２４日の日曜日午前９時から，やかげ文化センターにおいて挙行いたします。

この出初式では，消防殉職者に対する黙祷，新入団員への辞令交付をはじめ，消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈を行うものであります。なお，本式典や関連行事は，新型コロナウイルス感染症対策として，人数など規模を縮小して行います。

また，例年実施しておりました各地区学校の鼓笛隊による市中パレードは，実施を見送る予定でございます。弦橋上流の河川敷におきまして，樽出し，くす玉割りの競技は行われる予定となっております。

昨今の状況を鑑み，規模を縮小しての開催に御理解を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

また消防団におかれましては，年末夜警を含む年末年始の団活動について，現在の感染拡大の状況を考慮し，実施の可否，さらには，規模も含めて慎重に検討されていますのでお知らせをしておきます。

報告第５号，ふれあいのつどいの開催について，御報告申し上げます。お手許に配付しておりますパンフレット等を御覧いただきたいと存じますが，ふれあい会館の講座生によります成果発表と人権啓発の一環として，来年２月２７日の土曜日，やかげ文化センターにおきまして，ふれあいのつどいを開催いたします。

当日は，午前１１時から講座生の作品展示。午後１時から舞台発表を行なった後，午後２時３０分から，講師として漫画家でタレントの星野ルネさんをお招きし，“アフリカ少年と考える多様性のある社会”と題しての講演会を開催いたします。

当日は，手話通訳と要約筆記を用意しておりますので，聴覚障害をお持ちの方もぜひ御来場いただきたいと思います。なお，入場料は無料ですので，お誘い合わせの上，御来場ください。

町民の皆様には，広報紙や有線放送等でお知らせをしてまいります。議員の皆様には，講座生の発表と併せまして，御聴講いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　町長からの報告が終わりました。

次に，議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。また，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，各自御検討をお願いいたします。さらに，郵送による陳情の提出がありましたので，陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから，御覧ください。

以上で，諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議案第７９号　岡山県西部衛生施設組合規約の変更について

議案第８０号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第８３号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８４号　矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について

議案第８９号　矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について

○議長（土田正雄君）　日程第４，議案第７９号の組合規約の変更案件１件，議案第８０号から議案第８９号までの条例改正制定案件１０件の計１１件を一括議題といたします。それぞれ，提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第４，それでは，議案第７９号，岡山県西部衛生施設組合規約の変更について，提案理由を申し上げます。

これは，地方自治法第290条の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものであります。今回の変更は，岡山県西部衛生施設組合において，共同処理する事務を追加するものです。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第８０号から議案第８９号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第８０号から議案第８７号までにつきましては，条例の一部改正に関するもの。議案第８８号及び議案第８９号につきましては，条例の新規制定に関するものでございます。いずれも，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第８０号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第８１号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，これらの２つの条例改正は，コンビニエンスストア等に設置された端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービス事業を開始することに伴いまして，規定を整備するものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８２号，督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございますが，今回の改正は，コンビニ収納サービスの実施に伴い，利便性の向上に当たって，収納業務の簡素化，事務量や費用削減の効果を総合的に勘案し，関係条例を一部改正し督促手数料を廃止するものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８３号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８４号，矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２５条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い改正するものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８５号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和３年３月３１日まで延長するものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８６号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，新型コロナウイルス感染症の検体採取に従事する職員の手当を新たに設けるものでございます。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８７号，矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，団員の定数を変更するものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８８号，矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定についてでございますが，この条例は，矢掛町都市計画において，矢掛町伝統的建造物群保存地区を決定したことに伴い，同保存地区における矢掛町税条例の特例を定め，同保存地区内にある土地に関する固定資産税について減免するものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第８９号，矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定についてでございますが，国道 486 号沿線に，岡山県とともに来年３月の開業を目指して整備しております道の駅について，名称を道の駅山陽道やかげ宿として設置条例を制定するものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（土田正雄君）　次に，議案の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第７９号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　〔議案第８０号・議案第８１号・議案第８２号について説明記載省略〕
○議長（土田正雄君）　町民課長。
○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第８３号・議案第８４号・議案第８５号について説明記載省略〕
○議長（土田正雄君）　病院事務長。
○矢掛病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第８６号について説明記載省略〕
○議長（土田正雄君）　総務防災課長。
○総務防災課長（堀　賢一君）　〔議案第８７号について説明記載省略〕
○議長（土田正雄君）　町民課長。
○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第８８号について説明記載省略〕
○議長（土田正雄君）　建設課長。
○建設課長（渡邉孝一君）　〔議案第８９号について説明記載省略〕
○議長（土田正雄君）　町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明及び報告が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第９０号　道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　次に，日程第５，議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この議案は，地方自治法第117条の規定に該当しますので，ここで副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（川上淳司君）　議長を交代いたしました。何分不慣れですので，よろしくお願いいたします。

早速ではありますが，議案第９０号ですが，本案は，議員の自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第117条の規定により，除斥に該当すると認められますので，土田正雄君の退場を求めます。

〔１０番　土田正雄君　退場〕

○副議長（川上淳司君）　それでは，議案第９０号の提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第５，それでは，議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について，提案理由を申し上げます。

こちらは，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者を指定したいので，地方自治法第244条の２第６項の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は，株式会社やかげ宿で，期間は令和３年３月２８日から令和７年３月３１日までででございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

先ほどちょっと，議長と言いましたが。

○副議長（川上淳司君）　結構でございます。次に，議案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　〔議案第９０号について説明記載省略〕

○副議長（川上淳司君）　説明が終わりました。

土田正雄君の入場をお願いいたします。

〔１０番　土田正雄君　入場〕

○副議長（川上淳司君）　ここで，議長を交代いたします。土田議長，議長席へお願いいたします。

〔議長交代〕

○議長（土田正雄君）　議長を交代いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第９１号　賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（土田正雄君）　次に，日程第６，議案第９１号，賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第９１号の提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第６，それでは，議案第９１号，賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について，提案理由を申し上げます。

こちらは，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。今回の改正は，今年度整備しております，やかげビジターセンター問屋を，賑わい創出施設として，新たに追加することにより，必要な改正を行うものであります。

詳細につきましては，産業観光課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　〔議案第９１号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第９２号　賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　次に，日程第７，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は，議員の自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第117条の規定により，除斥に該当すると認められますので，花川大志君の退場を求めます。

〔７番　花川大志君　退場〕

○議長（土田正雄君）　それでは，議案第９２号の提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第７，それでは，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について，提案理由を申し上げます。

現在，賑わいのまちやかげ宿創出施設，やかげ町家交流館の指定管理者は，株式会社やかげ宿。また，矢掛屋本館，矢掛屋温浴別館の２施設の指定管理者は，株式会社矢掛屋でございます。このたび，矢掛ビジターセンター問屋につきまして，令和３年３月２８日から，指定管理者として一般財団法人矢掛町観光交流推進機構を指定したいので，地方自治法第244条の２第６項の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては，産業観光課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　〔議案第９２号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　説明が終わりました。

花川大志君の入場をお願いいたします。

〔７番　花川大志君　入場〕

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。説明の途中ですが，ここで１５分程度休憩したいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，１０時５０分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時３１分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（土田正雄君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　議案第９３号　矢掛町都市公園の指定管理者の指定について

議案第９４号　町道の路線変更について

議案第９５号　町道の路線認定について

議案第９６号　令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について

議案第９７号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９８号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９９号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議案第 100 号　令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について

議案第 101 号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）について

議案第 102 号　令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第 103 号　令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第 104 号　字の区域及び名称変更について

○議長（土田正雄君）　日程第８，議案第９３号の指定管理者の指定案件１件，議案第９４号及び議案第９５号の町道の路線変更，認定案件２件，議案第９６号から議案第 103 号までの補正予算案件８件，議案第 104 号の字の区域及び名称変更案件１件について，計１２議案を一括議題といたします。それぞれの提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第８，それでは，議案第９３号，矢掛町都市公園の指定管理者の指定について，提案理由を御説明申し上げます。

こちらは，地方自治法第 244 条の２第６項の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものであります。内容といたしましては，矢掛町総合運動公園の管理につきまして，指定管理者を指定して，その管理を代行して行わせるものでございます。

詳細につきましては，教育課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第９４号，町道の路線変更について，提案理由を御説明申し上げます。

これは，町道の変更にあたり，道路法第１０条第３項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いします。

続きまして，議案第９５号，町道の路線認定について，提案理由を御説明申し上げます。

これは，町道の認定にあたり，道路法第８条第２項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第９６号から議案第103号までの各会計の補正予算につきまして，提案理由を申し上げます。

なお，議案第９６号から議案第９９号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては，地方自治法第218条第１項の規定，議案第100号から議案第103号までの矢掛町病院事業会計，矢掛町介護老人保健施設事業会計，矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては，地方公営企業法第２４条第２項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

まず，議案第９６号，令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）についてでございますが，今回の補正額は１億200万円で，補正後の予算総額は109億3,900万円となっております。

内容につきましては，お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず，新型コロナウイルス対策関連の主なものといたしましては，民生費へ高校生世代の子どもがいる世帯へ，子ども１人につき１万円を給付する，子育て応援給付金事業を計上しております。また，衛生費へは，受診控え等により厳しい経営状況にある矢掛病院への医業収益減少分に対する繰出金やマスク等感染症対策物資の購入費用を，商工費へは，商工会によるプレミアム付商品券発行事業の第２弾に対する支援をそれぞれ計上いたしております。また，９月補正予算までに計上している事業につきましても，事業の進捗に合わせた不足見込分や増額分，事業完了に伴う減額等の調整を計上いたしております。

新型コロナ関連以外の事業としましては，総務費へ藤ヶ峠トンネルの照明更新等の防災対策事業を計上しているほか，職員の給与費等の人件費並びに事業の実施状況に応じた事業費の調整などを計上いたしております。

詳細につきましては，企画財政課長，課長代理が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第９７号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでございますが，今回の補正は，歳入歳出それぞれ100万円を増額し，補正後の歳入歳出総額を，１７億5,200万円とするものでございます。

主な内容といたしましては，歳出では，人件費の調整及び実績見込みに伴う保健事業費の減及び前年度実績に基づく返還金でございます。歳入では，国保税の減と前年度繰越金でございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第９８号，令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございますが，今回の補正額は，保険事業勘定につきましては，歳入歳出それぞれ900万円を追加し，補正後の総額を２０億900万円とさせていただくものでございます。また，サービス事業勘定につきましては，歳入歳出それぞれ９０万円を追加し，補正後の総額を1,090万円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては，保険事業勘定では，人件費の調整のほか，令和３年度からの制度改正に伴う電算システム改修に係る経費を追加するほか，新型コロナウイルス感染症の影響を受けた介護予防教室――お達者教室のことですが，減額などでございます。

サービス事業勘定では，人件費の調整のほか，新型コロナウイルス感染症対策のためのパーテーションやタブレット端末の購入費などを計上しております。

詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第９９号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正は，歳入歳出それぞれ 200 万円を増額し，補正後の歳入歳出総額を，２億 4,500 万円とするものでございます。主な内容といたしましては，税制改正に伴う電算処理委託料でございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 100 号，令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）についてでございますが，主な内容といたしましては，収益的収支の収入は，新型コロナウイルス感染症などの影響による収益減及び国の補助金増を，支出は，給与費などの調整による増を見込んでおります。そして，収支の過不足額を調整した結果，差引き 2,900 万円の赤字予算を計上いたしております。また，資本的収支につきましては，国の補助金による収支の組替えを行い，それぞれ補正予算として調整いたしております。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 101 号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）についてでございますが，主な内容といたしましては，事業費精査に伴う人件費及び経費の調整を補正予算として計上させていただいております。

詳細につきましては，介護老人保健施設事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第 102 号，令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが，主な内容といたしまして，収益的収支につきましては，退職給付引当金の積み増しと，職員給与費の調整を補正予算として計上させていただいております。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第 103 号，令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが，主な内容といたしまして，収益的収支につきましては，退職給付引当金の積増しと，職員給与費の調整及び納付消費税額の増額など，また，資本的収支につきましては，職員給与費の調整など，それぞれ補正予算として計上させていただいております。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 101 号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計…

（「104 号」と呼ぶ者あり）

○町長（山野通彦君）　失礼いたしました。

続きまして，議案第 104 号，字の区域及び名称変更について，提案理由を御説明申し上げます。

平成２７年度から実施しております県営中山間地域農業農村総合整備事業，矢掛地区西三成工区につきましては，面的整備が完了し，換地業務を実施しております。

これに伴いまして，事業区域におきます字の区域及び名称を変更する必要が生じましたので，地方自治法第 260 条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君）　次に，議案の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　〔議案第９３号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　〔議案第９４号・議案第９５号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君）　〔議案第９６号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君）　〔議案第９６号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第９７号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第９８号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第９９号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第 100 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）　〔議案第 101 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第 102 号・議案第 103 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　〔議案第 104 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議を明日の午前９時半から再開いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の議会は，明日の午前９時３０分から再開することに決しました。

昼食などの時間が多少経過しましたが，会議の続行に御協力いただき，ありがとうございました。それでは，皆さんお疲れさまでございました。

午後　０時　１分　散会

令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会（第２号）

１．会議招集日時　令和２年１２月３日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（散会）　午後　０時２２分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	田中輝夫	出	２	髙月敏文	出
３	原田秀史	出	４	小塚郁夫	出
５	石井信行	出	６	山部多喜夫	出
７	花川大志	出	８	川上淳司	出
９	浅野毅	出	１０	土田正雄	出
１１	山野豊久	出	１２		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務防災課長	堀賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	奥村栄治	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務防災課長代理	立川人士	企画財政課長代理	河上昌弘
矢掛寮長	西山弘之	財政管財係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　一般質問　７番，１番，６番，８番，２番，９番，５番

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開議

○議長（土田正雄君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問　７番，１番，６番，８番，２番，９番，５番

○議長（土田正雄君）　日程第１，一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが，今回の一般質問は７名の方々であります。質問の順序は，通告の順といたします。

まず７番，花川大志君お願いします。７番，花川君。

○７番（花川大志君）　議席７番，花川でございます。まず，町内新型コロナ感染症陽性反応が出られた方の１日も早い御回復を心からお祈り申し上げますとともに，町内の医療従事者の方々のお体お労りいただきますことを心から祈念申し上げたいと思います。

通告事項，森林管理の現状と森林経営管理法及び森林環境譲与税の下でのあらゆる観点からの矢掛町が取り組む森林政策について，質問を行います。

平成３１年度――令和元年度ですが，この年度から施行された森林経営管理法に準じて，国・県の指導の下，我がまちでも新たな森林管理制度に関する取組が事業実施されてきました。この新しい制度は，適切な森林管理や林業経営が実施されていない森林に対して，その所有者に代わって矢掛町が森林を管理し，森林所有者と林業経営を行う事業者への橋渡し役となることで産業としての林業が推進されることに期待が持てると，概要こういったものであります。

しかし，現状と課題は，産業振興だけではなく，森林が持つ公益的機能。例えば，我々の飲み水たる上水や，農業，工業用水などなど，大きな意味での水資源のかん養を図っていかねばならないと，この法や制度をもって，国はその方向性を示したわけであります。

そして，それは森林の機能及び作用として，水を蓄えたり，土砂崩れを防いだり，また，二酸化炭素を吸収して温暖化を防止したりと，我々が社会生活を営む上で，知らず知らずのうちに様々な恩恵を享受している大元となっているということを明らかにしました。

このように，森林は，我々の生活環境の中にあって目に見えない大きな役割を担っているわけですから，これを保全すべく，間伐などの適正な整備を計画的に対処していかないと林業振興は元より，甚大な被害をもたらす昨今の異常気象による風水害抑止に対する懸念が常に付きまとう。つまり，多様な観点からの森林の集積管理が重要となってきたわけであります。これは，担当課職員，地元森林組合さんにも確認しておるところであります。

適正な森林整備がベースとなる営林事業の再認識や水質の保全，また，土砂崩れ抑止など，防災減災対策の一環及び環境問題への対処などさまざまな観点から，今後この制度を有為に推進していかないと国，県，まちの将来に禍根を残すことになるということですが，これが喫緊の課題ではないにしても，我々町民，特に森林所有者はどの程度その内容を存知し，概要を把握しているでしょうか。

本質問の趣旨は，正にそこにあります。これは，全ての人にとって，より良い持続可能な未来を達成するための開発目標。いわゆるＳＤＧ’ｓにもつながるものでもあると認識でき，我がまちにとっても，必要必須の取組であろうと考えられるわけです。

ちなみに，地目別の矢掛町の森林面積は，約６０平方キロメートル。実に，まちの面積の約６６パーセントを占めております。

その上で，法と制度の概観に目を向けますと，国は，森林環境税という税を設け，等しく国民に納税を課すとして，2024 年度から全国の市町村にて，この森林環境税の徴収を行うこととしております。

一方で国は，新しい森林経営管理制度創設に準じて，自治体が取り組む森林整備等に必要な財源として，全市町村に対し，令和元年度より森林環境譲与税の配分を開始いたしました。森林環境譲与税は，補助金とは違い，自治体が法の定める使途範囲内であれば，その使い道への裁量が認められる財源であり，長期的に安定した財源であると承知しております。

このように，森林政策に関する体制整備がなされた今，この新たな制度の元で，現在我がまちの森林行政においては，どのような取組がなされているのか。次の点について問います。

まず，間伐など，町内の森林整備の状況。特に，森林所有者の意識の現状と林業経営体への働き掛け。総じて，森林の適切と思われる管理に対するこれまでの取組などについて，産業観光課長に問います。

また，森林経営管理制度推進の観点から，森林所有者が管理に能動的でない場合，管理等々を担う主体として，誰がこれに当たるのか。将来予測も含めて，産業観光課長の見解を問います。

次に，矢掛町域の森林が持つ公益的機能について，人工林の整備も含め，将来予測としてその重要な機能が損なわれる危惧に対する行政としての見解を問います。そのうち，営林振興，水資源のかん養，温暖化防止等の環境保護などの観点からは産業観光課長に，また，自然災害抑止に対する防災減災の観点からは総務防災課長に，それぞれ森林環境譲与税の活用範ちゅうの可否も含め見解を問います。

以上の点について，それぞれ担当課長に答弁を求めます。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　７番，花川議員さんの御質問，森林環境譲与税について，産業観光課からお答えします。

まず，第１点目の御質問について，御説明します。矢掛町では，町民参加による森林保全活動を助長し，下刈り，枝打ちなど里山を整備し，森林の多面的機能の促進を図る目的で，県の補助事業を活用し，森林クリーン事業を実施しております。事業概要及びその効果ですが，町民参加による森林保全活動を実施する町内の里山整備団体に対して，活動に係る経費を助成するもので，事業実施により，地域住民が森林に関心を持ち，みずからが森林保全活動に参加することに結び付くとともに，森林の多面的機能の向上を図ることができるものです。なお，当該事業の令和元年度の実績ですが，交付団体数は１８団体で，交付金額総額は９０万円，下刈り，除間伐，枝打ちの施業面積は 8.65 ヘクタールです。

また，矢掛町では，森林環境税法及び森林環境譲与税に関する法律に基づく地方譲与税を活用し，

昨年度から森林経営管理制度の推進を行っております。森林経営管理制度とは，林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため，森林所有者が管理，経営できない森林について，市町村が仲介役となり，森林所有者と林業経営者をつなぐ制度です。昨年度は，上高末地区の意向調査の対象森林を選定するための現地調査を行い，本年度意向調査を実施しており，まだ，矢掛町全体の意向が把握できている状態ではございません。参考として，林野庁が平成３０年６月付け，“森林経営管理法（森林管理制度）について”という内容で発表しておりますが，農林水産省，2015 年農林業センサスの資料により“市町村の８割が，管内の人口林（民有林）は手入れ不足という回答”となっております。全国的な傾向をうかがえる資料であると考えております。矢掛町も同様な傾向にあると推察いたします。

森林経営管理法第４条により“市町村は，その区域内に存する森林の全部又は一部について，当該森林についての経営管理の状況，当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して，当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には，経営管理集積計画を定めるものとする”とあります。

また，同法第５条により“市町村は，経営管理権集積計画を定める場合には，農林水産省令で定めるところにより，集積計画対象森林の森林所有者に対し，当該集積計画森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする”とあります。本年度，上高末地区において，意向調査を実施することとしておりますが，その結果により，方向性を検討したいと考えております。

以上が，森林管理制度の行政の取組の内容でございます。

次に，第２点目の御質問についてですが，森林経営管理制度において森林所有者の義務が定められております。原則として，自分の所有地は自分で管理することとなっております。また，森林経営管理法第３３条では“市町村は，経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業を実施するものとする”，また，次に“市町村は森林経営管理事業を実施する市町村は，民間事業者の能力の活用に配慮しつつ，当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて，複層林化その他の方法により，当該森林について経営管理をするものとする”とあります。

さきほど，第１点目の御質問でお答えしましたとおり，現在，矢掛町では，同法第５条に定める経営管理意向調査の実施を開始した状況でございます。矢掛町全体の意向については，まだこれからという状況です。つきましては，この調査結果により，今後の方向性を検討していきたいと考えており，現段階では，お答えできる内容がございません。

次に，第３点目の御質問について，御説明します。まず，森林の持つ多面的な機能は，林野庁によると主に８つの役割があります。生物多様性保全機能，地球環境保全機能，土砂災害防止機能及び土壌保全機能，保健レクリエーション機能，快適環境形成機能，文化機能，水源かん養機能，物質生産機能です。

先ほどお示しした 2015 年農林業センサスによると“日本の森林は充分な手入れがなされず，荒廃が目立つようになっており，公益的な機能を発揮できず，台風等の被害を受けたり，大雨等によって，土砂災害を起こしやすくなります”とあります。

2019 年には，台風１５号の強風で千葉県の山杉のほうが多数倒木し，大規模停電が発生しました。台風により倒れる被害を受けた森林，また，拡大造林政策によって生み出された多くの人工林が収

穫期，主伐期を迎えております。しかし，伐採されないまま，放置されている森林も目立ちます。収穫期を迎えた森林を伐採し，植えて，育てる，そして伐採するというサイクルを回す必要があります。

機能が低下した針葉樹人工林を針広混交林――針葉樹と広葉樹の混交林へ誘導することによって，森林の有する公益的機能の維持増進につながることが期待されており，管理コストの低い針広混交林へ誘導することが期待されております。ただし，針広混交林への誘導も何年も掛かることから，その方法について，まだ，検証が行われている現状でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　総務防災課長。

○総務防災課長（堀　賢一君）　７番，花川議員さんの防災・減災の観点から，森林機能の重要性について御回答いたします。

御承知のとおり，森林の役割としては，雨が降っても森林の地面，つまり林床が直接雨に打たれにくく，土壌が流出するのを防止する役割がございます。また，森林土壌自体に吸水力がありまして，降雨などによる土壌の浸食や流出が抑制されるなど，森林には土砂災害の防止機能がございます。先ほど産業観光課長が申しました，林野庁の森林機能の一つ，土砂災害防止機能です。

ＳＤＧ’ｓの持続可能な開発目標第１５番目の目標“陸の豊かさも守ろう”のターゲットにおいても，森林の保全の重要性がうたわれております。また，本町の地域防災計画においても，風水害等対策編の中で，自然災害防止対策として，治水対策，造林対策がございまして，岡山県を始めとした関係機関と連携し，森林の持つ土砂災害防止機能維持の実施と，その重要性を啓発することといたしております。

住民の皆様にとりまして，非常に心配な土砂災害，いわゆる土石流や急傾斜地崩壊やそれから地滑りなど，森林の保水力や樹木の根の抵抗力などによる森林の力が高ければ，その発生率も格段に下がるものと存じます。

森林の重要性を再認識した上で，今後も，森林環境譲与税を活用し，森林管理並びに経営など，効果的な事業を実施することで，森林の防災機能が必然的に向上すると期待いたしておりますので，よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　花川君。

○７番（花川大志君）　これまでの森林整備計画の策定，施業計画の認定，伐採届の受理業務。そして，森林林業基本法の成立による機能別ゾーニングなどなど，森林行政を取り巻く国の方針や取組は目まぐるしい変遷を経てきた中で，本町の森林整備の現況や森林管理制度下での対応策，また，公益的機能の観点からの今後の取組の方向性などについて御答弁いただきましたが，森林経営管理制度の運営について，もう少し掘り下げてお聞きしたいと思います。

課長お二方それぞれのお立場からの御答弁をお聞きし，今回の新しい森林管理システムの実施により，森林林業政策，また，森林の防災機能の向上対策など，所管する担当課の責任は増大したと推察するわけですが，その上でこの管理システムを機能させる具体策や方向性，また，それを機能させるための取組について，提案を交えて執行部にお伺いいたします。

森林管理を推進する上で，営林事業の本旨とも言える経営活動からの側面から見ると，木材資源がお金に変わることが最も有益と考えられますが，木材流通市場の現状と，そもそも材木商品として出荷するには，林道整備などベースになる資本整備が必要であり，伐採適齢期の樹木があったとしても，県北の木材処の林業のまちとの競合は，矢掛町の営林産業振興の観点からは，じくじたる思いがあると，地元森林組合の方や町担当課職員も異口同音に述べられておりました。

一方，町の産業振興に目を向けますと，矢掛町は今，賑わい創出事業として交流人口の受入れを推進するべく諸々の事業を行っております。

そのような現状の中で，木材資源の利用を考えたとき，これを一つの動機付けとして，我がまちならではの経済効果を伴う森林整備促進の側面的な取組にチャレンジしてはと考えるわけでございます。そこで，間伐などで派生する木材資源の有効利用として，更に経済効果を目途とした，いわゆる資源をお金に換えるという観点から，町中を始め，今後の交流人口に対する木材資源を使ったお土産，また，受入体験事業など，ハード・ソフト両面からのおもてなし商品の開発への可能性について，現状の施策を含め，担当課の御見解を伺います。

また，林業の特徴でもある数十年単位という大変スパンの長い取組となる森林管理システムの受け皿として，備中南森林組合さんと役割分担を行っておると思いますが，森林区域や予算規模のスケールメリットを考慮すれば，相手方があることですから，可能か否かは別として，近隣自治体との広域連携や一部事務組合の設置も今後の選択肢の一つではないかと考えられます。例えば，森林環境譲与税の予算措置などに係る連絡協議及び情報共有を図る場があれば，有効な森林管理の取組の先鋭化，あるいは，優先順位の決定の参考になるなど，運営上，より有意義なのではと考えるわけです。

以上，１点目については産業観光課長に，２点目については町長に，再質問としてそれぞれ御答弁を求めます。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　７番，花川議員さんの再質問について，産業観光課からお答えします。

３月末の道の駅のオープンに伴い，矢掛町の町中への交流人口が増加することが見込まれております。

現在，矢掛町での，森林産業における木材資源としての活用事例の主なものを御紹介します。先述の多面的機能と関係が大きいものでございます。まず，商品では，ふるさとチョイスでは，矢掛の薪が，矢掛町のふるさと納税の返礼品として人気ランキング１位となっており，備中南森林組合の生シイタケ・乾燥シイタケも人気であると伺っております。次に，体験メニューですが，矢掛町の指定管理施設である桃源郷羽無の里では，原木シイタケのコマ打ち体験が大変人気であり，リピーターの方もいらっしゃるとお聞きしております。さらに，羽無の里では，シイタケの収穫体験であるシイタケ狩りも計画されているとのことです。林産物としてのシイタケも乾燥・生といずれも高い評価で人気があると伺っております。

森林資源の活用の現状及び今後の交流人口，関係人口が増加することから，物産というだけの狭義の――狭い意味での商品ではなく，現場での感動，収穫の喜びといった体験を含めた，いわゆる

広い意味――広義の商品開発には，今後大きな可能性があると考えます。今後の商品開発のためには，アイディア，ヒントがあれば，関係機関と協力し，それぞれの事業者のチャンスをいかしていきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　花川議員の２点目の御質問でございますが，ちょっとお答えしたいと思います。

まず，この環境税いうのが，どうやってできたのか。これは，半世紀の全国の森林のまち。ある意味では，村ですね。今，1,900 あるまちの中で，町村と言えるのが 900 ぐらいあります。村で頑張っておるところというのは，森林といえば，高知県，長野県，和歌山県等々ありますが，５０年の歳月を掛けて，命を懸けて活動をした成果が，昨年実ったということを知る必要があろうかというふうに思います。

これの一番の大きな問題は都会です。国会議員です。都会の国会議員には，なかなか理解されなかった。この人たちは，日本の国土は誰が守ってるのかと。人口が１割しかない町村が，日本の半分ぐらいの面積を守ると。まあ，こういううたい文句でですね，活動されてきた結果だろうというふうに思います。

私も東京へいた中で，そういう雰囲気を知るというのは，最近の状況でありましたが，本当にこれが成立した一昨年の祝賀会。本当に感極まる場の状況を見守っております。

ある意味では，私もその活動には参加しておりませんが，これを決定したことによって，その恩恵を受けるということには，活動された皆さんに敬意を表するとともにですね，感謝を申し上げたいというふうに思いますし，これから大事に使わねばというふうに思います。

それをなぜ言いますかと言えば，ちょっと議員の質問の中は，まだ２年目です。今の言われるような状況のまちは，この数年間いうか，何十年間で行動された方の話になります。これを成立するためには，国のほうが法律の内容とか基準とかいうのを，考えて考えて，考え抜いて作ったものであります。これが全国の 1,700 の町村にすぐ当てはまるかといいますと，それに当てはまるもの。全く当てはまらないもの。極端に言えば，山の無い町があります。山の無い町。それでも税金を取るのか。どうするんですかということですが，大局的に国土を守るという観点からできたことに対して，長年理解してできたものであります。

そういう観点からしますとですね，本当に熱心に勉強されておりますし，熱意の程は十分伺えました。そのことと矢掛町の実態がどうかということになれば，かなりギャップがあります。

今，私の質問についてはですね，早くも２年目でありながら，一部組合を作ったらどうかとかいう提案でありますが，まだそういう現状には全くありません。

ちょっと，近隣の方に声を掛けておられます「可能か否かは別として」と。ここ，非常に問題であります。これが，否では行動起こせません。可でなければ。

その情報，ちょっとお知らせしますとですね。この岡山県の情報というのは，ある意味では県下見られれば，森林管理というような問題がどこになるかと言えば，中から北です。ほとんど北部に該当する事業が主であります。極端に言えば，森林組合がどれだけあるか。ここから南にはありま

せん。笠岡市，里庄町，浅口市，倉敷市。そういう状況の町です。そういう町が，ほな森林行政をどうやっておるか。どっちか言えば，ここは備中南森林組合ですけども，どちらかいうと倉敷市も応援に行っておるという状況です。そういうことを考えるときに，議員が言われるこの近隣という範囲をどう思われているか。井笠管内と，一つは取れる。もう一つは，含めて倉敷市という所が取られますが，森林組合，井原市はあります。うちは総社市と組んどる森林組合です。そういう状況から中でですね，これを今，一部組合呼び掛けるとか，呼び掛けられるとかいう環境には，なかなか難しいだろうというふうに思ってます。

それからもう一つですね，今，県下で何かと言えば，昔で言えば林業公社，県の。今は，整備公社になってますけど。そこへも，先ほど言った，矢掛町から南の団体は加入しておりません。ということは，これは森林に対するかなりギャップがあるということですね。

今，ほんならどうすればいいかということに関しては，矢掛町から言わせば，林業経営者というのは，もう備中南森林組合しかありません。そことですね，十分協議しながら，今，議員が言われる諸々の問題で，起因になるのが所有者。そういう方が，どういうふうな感覚であるか。そしてどういう呼び掛けをすればいいかというのを，今，スタートしたばかしであります。私も森林組合とよく話してて，組合自体もこの事業をどう消化していくかいうの，ほとんど頭にはありませんのがスタートの時です。

ようやくスタートとしてはですね，まず現状調査をしてみましょうというとこから始まりましたので，この法の趣旨について，いよいよスタートに立ったという状況でありますので，基本的には今の山林の所有者がどういう気持ちでおられるか。私は，耕作放棄地以上に難しいと思いますよ，現実には。それを植林して，今言われる，産業になるということになればですね，それは大変なことでして，かなりの調査研究と所有者の決意がいるというふうに思いますので，意気込みは十分受け止めながら，これはもう延々と続くと思います。作った趣旨から言わせば，永久税制じゃないかなというふうに思いますが，長いスパンでですね，じっくりと連携をしながら，行政側と受ける側，森林組合自体が十分受けられるだけの力を付けてもらわなければいけませんので，十分話し合いながら，進めていきたいというふうに思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

○議長（土田正雄君）　花川君。

○７番（花川大志君）　制度の概要及び成り立ちについて説明いただき，よりこの制度及び法について，我々町民も一歩ずつこれから，町長のお言葉を借りれば，スタートしたばかりということの中で，理解を深めたい。これは，やらなければならないことだという前提で，我々も取り組んでいこうと思います。最初に申し上げましたが，森林環境整備の重要性に対する我々町民の意識の現状と併せて，森林所有者の森林経営管理制度への概要把握。総じて，この制度への意識高揚の進捗の度合いが，今後一つの行政力として，評価されるのであろうと私は思っております。

その理由は冒頭申し上げましたが，2024 年度，令和６年度からの森林環境税の徴収開始でございます。これは現在，住民税への上積みとして，税額 1,000 円が徴収されている復興特別税の 2023 年度末の課税終了に引き続き，国民に等しく賦課される新しい税金であります。御存じのとおり，復興特別税は，東日本大震災から被災地域が立ち上がるために，さまざまな復興施策に必要な財源を確保するために賦課された税金であります。つまり，この税は，助け合いの精神の元に，全国民の

一定の理解と納得が根底にあると思われる税であるわけでございます。ある意味，由緒正しき税と言えるこの復興特別税への賦課額と同額が森林環境税として，今後徴収され，森林経営管理制度に基づく様々な施策の運用に必要な財源，森林環境譲与税として全国の市町村へ譲与，配分されるわけでございます。これは，もう既に譲与が始まっておるわけです。そして，矢掛町もこの税を財源に，さまざまな森林管理に資する施策を実施していくわけでございます。

災害からの復興支援を目途とする復興特別税と同様，同額に徴収される森林環境税の意味や意義，つまり納税者が納得できる徴収された税の使い道をお示しいただくことが行政力としての評価につながると，私は思うわけであります。

いわゆるこの税の使い道は，矢掛町の裁量で決めることができるわけで，我がまちの森林整備の施策やその促進を図る取組，改めて申し上げますが，矢掛町の営林事業及び木材資源の活用，水資源かん養，減災防災，環境保護など，現状に合致した有益かつ我がまちならではの森林を管理する施策でなければなりません。元より，森林環境譲与税の流用や使途については，年度毎の公表が義務付けられており，使い道の裁量があると同時に，税の活用なので，行政として説明責任を負うと考えられ，同時にこれは，予算を議決する議会も同様と私は考えております。いずれも責任は重大なのであります。

そこで，森林環境税及び森林環境譲与税について，森林経営管理制度を推進する上で，行政として実施する事業施策及び本旨である町民挙げての森林管理への意識啓発の観点から，どういう形で町民の皆さんへ周知徹底と参画を図っていくのか。この際，再々質問として，その方針，方策，方向性など，今，御回答できる範囲で結構ですから，執行部の御見解，御答弁を求めます。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　熱心な御質問に敬意を表したいと思います。本当にスタートした２年目。まだ全国ほとんどの町村，森林のまち以外はですね，ある意味ではこの税ができて，どう使えばいいか。今，状況が全然違いまして，先ほどのように，海の方，山の無いまちがあったときに，何に使えばよいか。東京のど真ん中。東京にこれをどうやって使えばいいか。喧々諤々できたこの数年の時に，これはまあ政治でしょうね。ちょうど今言われた復興税。政治が，うまくこれが終わった時点で，このことも全国の表明を置く中でできたという観点から言わせば，国土を守るということ。ぜひ，都会の人も理解してほしいということでできたところですから，うまく制度ができたというふうに思っておりますが。これを，どういかすかということですが，多少ですね，もうこの話は，私からもひとつ遡ってみたいというふうに思います。

私がここへ就職したのが，昭和３６年。最初に税務課へ配属されました。その時期には，木材引取税。木材引取税いう税がありました。

それと，皆さんも，矢掛町には製材所が各所へずうっとあった。十近くあったと思いますよ。今は，ほとんど無くなってますけど。そういう製材所がそれだけあるというまちは，今議員が言われる森林のまちとも言える状況だったんではないかなと，いうふうに思います。そこでそれが，製材所がある。材木というのは，多分，山へもあった。それで産業にもなった。それで木材引取税というのは，山の樹木を仲買者が買うわけです。買った人を町の職員は調査して，その取引額に対して木材に税をかける。

いうて，一般税として昭和４０年前後。その時には，マツタケがたくさんありました。多分知っておられる人はですね，カゴへいっぱいぐらい出せるような時代から，今，ずんずん減ってくるわけですけれども，そうゆうことを，ちょっと何を言っているかというのは，矢掛もそういうまちであったことは事実であります。

その中から，文化がどんどん，どんどん変わってきまして，つまり外材が入ってくる。こう，値段が下がってしまう。プロパンガスが出る。薪はいらなくなる。山へ行かなくなる。そういう変化の中で，衝撃のは，松くい虫。矢掛町は町木が松。アカマツでありますが，もう山では真っ赤になってしまった状況で，何年も何年も，空中散布をしてやった時期がございます。

そういう背景を見られて，そして，ずんずん，ずんずん製材所もなくなってくる。そういう時期が，４０年前後があって，そのときの主役というのは，今は所有者と言われてますが，そう簡単に個人の人で植栽をしてお金にしようという人が矢掛町にどうおられるかというのは，大変なことだというふうに思います。

その当時に，それだけの取引をされた方は財産区です。今は多分，調べてみれば，所有は財産区。それから，あとは部落有とかいうのは，大掛かりに持っとられるというふうに思いますが，個人の方が，ちょっと調べてませんが，そんな何町も持っておられる方は。そこを，その林業の経営にするということに関しても，かなり勇気がいる行動だろうというふうに思います。

そういう制度と現実の難しさというのは，今，議員が簡単にですね，これがどうか，どうか，どうかと言われるような簡単なものでありませんで。これから，信念だけではできません。専門業者へ聞くとか。それか，組合作らなくてもですね，お互い全国へ行けば，いろいろな業者，市町村の情報が入ります。それから放っておいても，農水省もこれらの使い道については紹介してまいります。知恵と行動力。そして，議員の立場から言わせば，地域地域，帰られた方にですね，山林所有者に考え方を聞いてもらう。どれだけの意欲があるか。どうせ，当然，所有者が意欲がなければ，この事業展開できませんので。そのへんはですね，十分理解いただきながら，じっくりとやっていければというふうに思っております。

つまり，５０年前には森林のまちとも言えるまちから，今決定的に，やっぱりアカマツがきたと。空散，これをやられたいうのは，多分，所有者の方から，大変でありまして。今，矢掛は，その当時からヒノキへ変えています。これ，やられてるのは財産区です。ほとんど私の記憶では，個人の人が植林するというのは，ちょっとあまり聞いてませんが。意欲があればですね，新しくこういう制度ができたので，十分上手く使ってですね，この目的に沿った活動ができれば。ある言葉で言えば，復活のスタートというふうになるかわかりませんが，かなりのエネルギーと知恵と行動力。そしてまた，住民相互の意見交換が大事になるかなというふうに思ってますので，よろしくお願いしたいと思います。

まあ，具体的に計画だ，何だと言われますけど，ちょっと今の時点で，まだそういう段階ではなくて，現状を今，把握をしておるという状況と同時に，いずれ住民というよりか，そういう行動を起こせる方々の把握をしながら，この制度を有効に利用できればというふうに思っていますので，よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　花川君。

○７番（花川大志君）　林業営林の現状の観点から，過去の歴史を振り返っていただきました。本質問はそれらを踏まえた上で，制度及び税の周知を図っていかねばならないのではという観点からの質問であったわけです。

困難な林業あるいは営林が困難な取組であることは，私ども認識しております。私も備中南森林組合の組合員でございますから，その現状というのは十分存知しておるわけでございます。ただし，まちが主体となる事業であること。また，官民の協働作業であることに鑑みれば，さまざまな観点から，さまざまな取組をお願いしたいと思うわけであります。多分に，これは行政だけの取組だとは，私は考えておりません。

例えば，備中南森林組合さんは，学生を対象にした森林の持つ多面的機能について，出前講座を行ったと承知しております。こういったことは大変有益な取組であると感じますとともに，おそらくは，その機能の一つとして説明があったと思いますが，環境保護の観点からの学びは，正に森林環境税の意義を理解できる働き掛けとして，こういった年代の方に相応したものであると感じております。

再三申し上げますが，４年後から課税される国税である森林環境税についての正当性への気付きは，こういった年代からの取組から，広く育まれていくべきであると私は感じます。

産業としての林業振興はもちろんのこと。総務防災課長の御答弁にもありました災害防止と広い意味での国土保全，また，地球温暖化対策等の環境保全など，森林の持つ公益的機能に対して，等しく町民一人ひとりが，自分ごととして関心を持つべき森林管理への取組は，まず，この制度及び税法のわかりやすい周知・説明なくしては，円滑に進まないのではと，私は感じております。

そういった意味では，産業観光課長の御答弁での町民意識の高揚のために，あるいは，調査の段階でお話をいただきました広報紙への記載やホームページでの周知，また，出前講座やそれから教育現場における若い世代の普及等々，こういった一連の取組全てが，我がまちの森林経営管理制度のスタートとなればと私は思うわけでございます。もちろん，今，この林業を取り巻く環境については，現実的な状況というのを町長からお話いただきましたので，これは広く町民の方に知れ渡ることとなって，この制度，税への関心は増すと私は考えています。大変ありがたい状況でございました。この状況を踏まえて，環境整備を我々町民が振り返っていかなければならない。こういった状況になることが一番望ましいわけでございます。

最後に，備中南森林組合の職員さんは，産業観光課さんと進めている新しい森林管理制度への取組は，適正に進んでおり，県北の組合から問い合わせもあった。すなわち，先進的な事例であるということであると私は思っているのですけれども，そういったことがありました。調査と業務委託のレベルでは，まことに順調なのだと推察いたします。今後は，その評価のままに森林政策に鋭意お取りいただくことをお願い申し上げ，私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土田正雄君）　続きまして，１番田中輝夫君，お願いします。１番，田中君。

○１番（田中輝夫君）　議席１番，田中輝夫です。通告に従い，２点質問さしていただきます。道の駅についてと小学校の教科担任制についてでございます。

まず，道の駅についてですが，道の駅の名称も“山陽道やかげ宿”と決定しています。昨日の議会の中で，山陽道やかげ宿設置条例及びやかげ宿指定管理者の指定の各案の説明を受けております

が，お尋ねします。

道の駅とは，長距離ドライブが増え，女性や高齢者のドライバーが増加する中で，道路交通の円滑な流れを支えるために，一般道路にも安心して自由に立ち寄れ，利用できる快適な休憩のための場所が求められ，設置されてきています。

道の駅の登録要件には，休憩機能。利用者が無料で２４時間利用できること。十分な容量を持った駐車場があること。それから，情報発信機能。道路及び地域に関する情報を提供することなどがあります。また，施設間を結ぶ主要経路はバリアフリーであること等々が要件となっています。

道の駅も，現在全国で約 1,180 か所。県内では，１７か所あります。一番近い場所では，笠岡のベイファームがあります。本町も国道 486 号線に面した弦橋の北側に，商店街を含めたまるごと道の駅として，駅舎を建設中で，来年の３月には竣工予定です。

そこで，昨日の説明と重複することがあるかも分かりませんが，３点についてお尋ねします。１点目，山陽道やかげ宿の管理者団体及び運営時間，運営形態などの方針。２点目，商店街にドライバーや利用者の誘客又は誘導する方策はどうか。３点目，観光客拡大又は集客のイベント等の計画はあるのか。以上，担当課長にお尋ねします。

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　１番議員，田中議員さんの御質問，道の駅について。１点目の御質問におきましては，現在，岡山県とともに整備を進めております，道の駅山陽道やかげ宿の担当課である建設課よりお答えをさせていただきます。

まず，道の駅山陽やかげ宿の管理者につきましては，昨日の本会議で議案をお示しいたしましたとおり，株式会社やかげ宿による指定管理を予定しております。

また，運営時間でございますが，こちらも，矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定で御説明申し上げておりますが，再度御説明させていただきますと，２４時間利用可能な施設は，駐車場・トイレ・道路情報提供施設・授乳室・電気自動車用急速充電器などでございます。そのほかの事務所，観光案内コーナー，展示コーナー等の施設は午後１０時から午後６時までを予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（土田正雄君）　１０時から６時。もう１回，ほんなら。

○建設課長（渡邉孝一君）　失礼いたしました。そのほかの事務所，観光案内コーナー，展示コーナー等の施設は午前１０時から午後６時までを予定しております。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　１番，田中議員さんの御質問，道の駅について。第２点目，第３点目の御質問に，まるごと道の駅構想の観点から産業観光課からお答えします。

まず，第２点目の御質問，商店街にドライバーや利用者の誘客する方策についてですが，鳥観図としての案内看板につきましては，既に平成２９年度に５か所の整備をしております。具体的には，矢掛駅，本陣会館，ポケットパーク，第一駐車場，ふれあい広場です。なお，このたびの道の駅のオープンに向けて，この案内看板を道の駅を盛り込んだ内容に年度内に更新する計画でございます。

次に，第３点目の御質問，観光客拡大又は集客のための催事等の計画についてでございますが，一般財団法人矢掛町観光交流推進機構――いわゆるやかげＤＭＯを中心として，関係機関が一体となり，町の活性化と賑わいづくりが図られるものと考えております。なお，この道の駅の開設に合わせて，色々な事業展開が計画されております。特に，やかげＤＭＯが１月にＷｉｔｈコロナにおける新たな滞在型観光“ワーケーションリゾート・備中矢掛事業”を，また，今年１２月５日に一般社団法人やかげまるごと商店街振興会が“やかげまるごと！ＧｏＴｏ商店街事業”を，それぞれ道の駅のプレオープン事業ともいえる時期の開催となり，ますます矢掛町の新たな展開が期待されるところです。

また，継続事業といたしましては，株式会社やかげ宿により，やかげ町家交流館で毎週のイベント，矢掛駅での井原線ＤＥ得得市，矢掛商店街での日曜朝市が開催されます。

今後，マスコミでの道の駅の全国的な特集などの取材の機会の増加により，更に積極的な周知，ＰＲに努めるとともに，Ｗｉｔｈコロナ時代の中で，今まで準備してきましたアイテムを活用しながら，矢掛町の新しい魅力を発信していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（土田正雄君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　道の駅の運営管理者も，全国では，約４割強が指定管理者というふうなことになっておって，第三セクターが約３割。それから，自治体が約２割。財団法人が１割弱というふうな割合になっているようです。当町も，指定管理者に委託するというふうなことで，その他運営は，関係機関と連携しながらやっていくという回答でした。

ここで，再度質問をさしてもらいますが，山陽道やかげ宿では物販はしないというふうに聞いておりますが，ドライバーの休憩施設等で２４時間利用可能な施設でもありますので，簡単な飲食物，そういうふうなものは必要ないのかどうか。置かないのかどうか。再度お尋ねします。

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　１番議員，田中議員さんの再質問，道の駅はドライバーの休憩施設であり，簡単な飲み物も置かないのかといった再質問でございますけれども，現在の計画では，１階に２４時間利用可能な施設である交通情報室内に授乳室の利用を考慮し，紙おむつや常温ミルクの販売を併用した飲料水の自動販売機の設置。また，エントランスにも通常の自動販売機の設置。そして，２階にございますキッズルーム付近に子供用の自動販売機の設置を予定をしております。併せて，交流室には無料の給茶機の設置についても検討しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　はい。今の回答ですと，やはり２４時間営業なので，昼間ばかりでなく，夜でも寄った時には何らか飲み物が必要になるかなというようなことで，それはまあ，置くというふうなことの回答でした。

道の駅も，後３か月後にオープンします。道路利用者の利便性向上の施設であるので，利用者が快適に休憩できるような施設にしてもらいたいと思います。また，現在はコロナ禍で制限がありますが，細心の注意を図りながらでもＷｉｔｈコロナの対応に検討されています。商店街の活性化と

まちの賑わいづくりが図れるよう，各関係団体と連携しながら取り組んでもらいたいと思います。これで道の駅についての質問は終わります。

次に，小学校の教科担任制について，質問をします。文部科学省に設置されている中央教育審議会では，ポストコロナ時代も見据えて，新しい時代の初等中等教育の在り方を審議を行っていました。

新学習指導要領，その中の一つに，令和４年を目途に小学校高学年の教科担任制の指針が出され，具体的な取組が進んでいます。小学校３，４年生は年間外国語約３５単位時間，５，６年生は７０単位時間が増加し，中学校と同じ 1,015 単位時間の授業で，既にモデル校を選定して実施している県もあります。

中学校と同じように教科ごとに先生が変わり，授業を受けることになるのは，大きな変化であります。中央教育審議会からは，教科や学校規模などに応じて，柔軟な教科担任制を導入することの方針が示されていますが，それについてお尋ねします。１点目，教科担任制導入の指針に対する本町の方針。２点目，新学習指導要領は，単位時間増などありますが，児童に対し，過度の負担や教育課程に影響を与えないものになっているのか，本町の見解を。３点目，教科担任制と学級担任制の違いはどうか。メリット，デメリットがあれば教えていただきたいと思います。それと４点目，導入の場合は，保護者への周知時期と方法について。この４点について，教育長にお尋ねします。

○議長（土田正雄君）　教育長。

○教育長（嶋山英二君）　１番議員，田中議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

小学校で教科担任制の導入ということでありますが，これは，平成３１年４月１７日に文部科学大臣が中央教育審議会に新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問を行い，その中で，具体的な項目として教科担任制の在り方についてという項目と関連があることと思います。中央教育審議会では教科担任制について，令和元年１２月，令和４年度を目途に小学校高学年５，６年生に本格的に導入すべきとの方針を取りまとめたところでございます。

４点の御質問でございますけれども，メリット，デメリットを中心に，そして矢掛町の教育委員会の考え方についてお答えをさせていただこうと思います。

皆様も御承知のとおり，小学校では，各学級を一人の教員が担当する学級担任制が一般的でございまして，中学校，高校では教科担任制を取り入れております。小学校教員は，全教科の免許状を所有しておりますけれども，もし，小学校に教科担任制が導入されれば，教員は自分の得意な教科や専門的な研究をしている教科を児童たちに教えることができ，児童にとって，より専門性の高い授業を受けることができます。この点で申し上げますと，現在でも矢掛町におきましては，英語科において，より高い専門性を所有している教員２名が，町内７小学校英語科の指導に当たっております。

教科担任制が小学校にも導入されますと，教員一人当たりの授業を受け持つ時間が減り，教員の多忙化を少しでも解消でき，さらに，より教科担任としての専門性をいかすことができ，授業力の向上にもつながっていくことと思います。

以上のことがメリットと考えられますけども，逆にデメリットでございますけれども，学級担任制においては，一人の学級担任が同じ学級の児童たちと授業や休み時間など，ほぼ付きっきりで１

日を過ごすことができ，ささいな児童一人ひとりの変化も見逃すことが少なく，いじめの早期発見，早期解消など生徒指導上の問題にもメリットが多いと考えられます。しかし，教科担任制においては，複数の教員が一つの学級にかかわることになり，ややもしますと，大切な児童一人ひとりの変化を見逃すことも出てきます。もちろん，複数の目で児童を観察することができるというメリットもございます。

また，学年行事。特に，学校外での行事などの場合，自分の担当以外の他学年の授業に行くことができなくなり，授業そのものに支障をきたすことが出てきます。矢掛町のように，一学年一学級の場合が該当し，現在の教員体制，配当教員数など検討しなければならない課題が，多々ございます。

以上のことを考えた時，矢掛町では教科担任制の導入よりは，学級担任制の継続が適当であると考えておりまして，現時点での導入は考えておりません。ただし，各校には，導入しない場合にもですね，保護者に対して，その説明をする必要があるだろうというふうに考えております。

それから，教員の負担でございますけども，先ほどありましたように授業数が増えております。本当に１週間がいっぱいでございます。そして，教員は放課後もですね，子どもたちの指導にも当たっておりますし，非常にこう負担が多い。教員の働き方改革ということで，ひとつこう，なかなかうまくいかない部分もございますけれども，少しでも教員には負担を軽減してですね，子どもたちにかかわっていっていただきたいというふうに思っておるところでございます。

最後に，今回の御質問には直接関係はございませんけれども，矢掛中学校の先生方が，今年度もですね，国語や数学，算数，理科，社会，音楽，美術において，町内の小学校に出向いて，僅か１日ではございますけれども，児童により専門性の高い授業を体験をしているということをちょっと御紹介させていただこうと思いました。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　本町の見解としては，現在の学校の規模からして，現状の学級担任制の維持が適当だというふうに考えておられると受け取りました。

教科担任制になれば，教員の数も増えるのかなというふうに自分は安易に考えておりましたし，そうなれば，不登校担当とか，教育相談担当，そういうふうな担当の先生方も増やしてもらったらどうなのかなというふうな思いで質問をしておりましたが，現状そのままでいくというふうなことで，それも良いと思います。

小学校，教科や学校規模に応じ，柔軟な教科担任制の導入との指針がありまして，今，回答をいただきましたが，完全移行になる場合，また，授業の仕組みや学校のシステムが変わる時などは，保護者の方は情報を知りたいと思います。そういうときには，現在の小学校の３年生以下の児童の保護者には，２年後に対象になるわけですから，学校の現場サイド又は教育委員会のほうから，保護者の方に向けた情報提供，情報発信。こういうふうなものをしていただきたいというふうに思います。

以上，これについては，もう再質問をいたしません。

これで，私の２点の質問を終わらせていただきます。

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。一般質問の途中ですが，ここで１５分程度休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，１０時５０分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時３５分　休憩

午前１０時４９分　再開

○議長（土田正雄君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き，会議を開き，一般質問を続けます。

６番，山部多喜夫くん，お願いします。６番，山部君。

○６番（山部多喜夫君）　議席番号６番，山部でございます。通告に従い，２つの質問をさせていただきます。

最初に，狭あい道路整備等促進事業について，質問させていただきます。本町では，狭あい道路，いわゆる，道路幅が４メートルに満たない道路については，通行上，環境衛生上の問題があるばかりでなく，地震や火事などの災害時に，消防活動，救急活動に支障をきたすため，地元住民の道路改良要望により，平成２１年度より，狭あい道路整備等促進事業を実施されております。

そこで，これまでの事業成果並びに今後の事業展開等について，３点質問させていただきます。

まず，１点目として，これまでの各地区の整備路線数並びに総改良延長及び総事業費について。２点目といたしまして，要望路線に対して，どのようにして事業が決定なされているのか。３点目といたしまして，今後の整備計画について。以上３点について，担当課長であります建設課長に御答弁願います。

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　６番議員，山部議員さんの御質問，狭あい道路整備等促進事業について，３点の御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

１点目の御質問でございます，本町での狭あい道路整備等促進事業についての実績についての御質問でございます。平成２１年度より事業着手いたしまして，令和元年度までの１１年間で整備完了しております路線は，４７路線でございます。

地区別で申しあげますと，矢掛地区，６路線。美川地区，３路線。三谷地区，１３路線。山田地区，８路線。川面地区，７路線。中川地区，６路線。小田地区，４路線でございます。

改良延長は 5,387.6 メートル。事業完了いたしました４７路線の事業費は，６億 7,190 万円でございます。また，現在継続中の３路線を加えました１１年間の事業費計は，７億 5,895 万円でございます。

２点目の御質問でございますが，要望に対してどのように事業決定なされているかといった御質問でございます。狭あい道路整備等促進事業は，社会資本整備総合交付金に位置付けられた，国の交付金事業でございます。その事業目的としては，先ほど，議員さんが御質問の中でもお話しされたとおり，狭あい道路，つまり，道路幅員が４メートルに満たない道路を改良により道路幅員を４メートル以上に確保し，通行上，環境衛生上，また，地震や火事などの災害時に消防活動，救急活動に支障のないように整備するといった住環境整備事業，これは，良好な居住環境の整備でございます。

事業決定に関しましては，町民の皆様より提出されました要望書に基づき，現地調査を実施いたしまして，事業目的に則しているのか。緊急性，必要性の有無や投資効果。併せて，必要不可欠であります地権者や地元の協力状況，実効性などについて，総合的に判断し，要望に対し優先順位を決定し，整備を進めております。

また，事業目的に則さない案件や，実効性の乏しいなどの要望につきましては，事業実施できない場合もございます。

３点目の御質問，今後の整備計画でございますが，この狭あい道路整備等促進事業は社会資本整備総合交付金であり，令和５年度までの事業となっています。本町では現在事業着手している路線が３路線ございます。

まずは，この実施中の３路線について，早期完成を目指して，事業費の確保に努めてまいりますとともに，そのほかに要望を頂戴しております路線につきましては，先ほど回答させていただきましたように，今後，優先順位を決定し，進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　山部君。

○６番（山部多喜夫君）　これまでの狭あい道路整備等促進事業の成果などについて，また，現状並びに今後の計画などについて御答弁いただきました。この事業により，町内の狭小な道路が数多く改良され，安全安心なまちづくりに，また，生活基盤である道路の整備に多大な成果を上げられております。改めて，地権者の御協力，地元住民の皆様の御理解，御協力，行政の御尽力など，関係者の御努力に心より敬意を表し，感謝申し上げます。

再質問として，先ほどの御答弁の中で，狭あい道路整備等促進事業は，住環境整備事業――良好な居住環境の整備であるとのことでしたが，通常の道路とどのような違いがあるのか。また，町民の皆様の道路事業の要望に，できるだけ対応していただくためには，どのような事業を実施していくのがよいのか。建設課長の所見をお尋ねいたします。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　建設課長への答弁の要請でございましたが，ちょっとこの件は，私がこの制度を要望をした主任者でありますので，ちょっと説明すればというふうに思います。

今，２１年から始まったという話をしましたが，私が就任した平成１８年。この当時の地元の要望，町政懇談会。前町長時代から大変な数の要望でありました。多分，何百件という事業をこなしてきた。その財源は全部，町費であります。いうことは，事業が伸びないという過程の中で，２１年ですから，私が１８年から始まっとるので，１期目に，そういう状況に遭遇いたしました。これだけの要望をどうやってこなせればいいのか，という。考えたときに，国のほうへ行くこともありますし，国の職員，国交省の職員にも会うことがたびたびあります。今，何が困ってるのかいうことに関して，今，この事業の理由を言っていますが，あれは，私の理由です。

全国の町村。戦後，家を建てた。自動車の無い時代にできた道路，そして家は，非常に狭い中で生活されておる。この改良が非常に多いんだけど，どうにかならないかということを，最初の４年くらいまで，要望を国にしてまいりました。

立派なもんでですね，それを言いますと，国のほうが認めてくださったということですが。どう

いう論法かということですが，基本的には皆さんは，ちょっとそれを説得するためにはですね。やっぱ消防車とか，救急車が入らないということは，大きな説得力だったんかなというふうに思います。

つまり，２１年スタートとなれば，２０年の時に，それが，ほぼ国が方向付けたということから言わせばですね，非常によかったかなということで，今の実績を消化できたというのは。

今，議員さんが言われます，通常の道路事業との区別は，全くありません。これ全部，通常の道路です。そういう認識で構わないので，そういう中で補助事業をお願いしたことが，この狭あい道路整備等促進事業というのを作ったので，そうすると，国が何もかにも全部できません。一定の基準を作ったいうことの，今の制度になっておるということでございますので，今，どう違うのかいうことは，もう全部通常の道路です。その中に，こういう基準のものは補助対象になりますよと。それにならないものは，もう皆さんの税金，直接もう税しかできないということですから，事業費がなかなか伸びない事業というふうになりますので。別に，同等の事業の横線でなしに，道路は全部通常の道路。ただ，あの基準になる分にが補助事業になりますよと。それにならないものはどうなるのというような，通常の道路ですから，補助財源がありませんので，財源が必要になってくるというふうに思っていただけばよろしいかなというふうに思います。

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　山部議員さんの２点目の御質問であります，町民の皆様の道路事業に対します要望に対する私の所見ということでございますので，お答えをさせていただけたらというふうに思います。

建設課には，町民の皆様から，道路改良を始め，補修要望や危険個所の改修要望，維持管理に関する要望など，道路に対する要望やお知らせなどを，先ほども町長おっしゃいましたように，数多くいただいております。

私の所見でございますけれども，町民の皆様からいただく御要望の内容は，本当にさまざまでありまして，緊急性を要するものや現状をより良くするもの。それに伴いまして，提案に近いものといった，さまざまな御要望がございます。また，事業化が必要な御要望，条件等が異なっております。このような状況から，全ての御要望に対して対応するといったことは，難しいのが現状でございます。

御要望のあった個所については，必ず職員で現場の確認を行い，緊急を要するものはスピード感をもって対応し，そのほかの案件に対しましては，御要望に対する必要性を検証し，また，対応が必要な御要望に対しては必要経費の確保や事業化などを行っております。

今後におきましても，現在の状況を維持し，町民の皆様との対話をより重視しながら，安全安心なまちづくりを念頭に対応してまいりますので，御理解御協力を賜りたいと存じます。どうぞ，よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　山部君。

○６番（山部多喜夫君）　はい。道路改良と狭あい道路整備等促進事業，また，道路事業の対応について，山野町長，建設課長より詳しくお話を伺いました。

改良に関しましては，現在進められております，狭あい道路整備等促進事業のますますの事業展

開をお願いし，また，道路事業の要望はさまざまであり，現状でも，要望に対し真摯に対応をしてくださっていることについて，理解いたしました。とは申しましても，道路に対しての町民の要望は，強いものがあります。今後も継続して対応してくださることをお願いして，次の質問に入らせていただきます。

２番目の質問として，矢掛町まちピカ応援事業について，２点質問さしていただきます。本町では，町民の皆様が，地域の共通財産である町道の清掃美化のボランティア活動を通じて，美しいまちづくりを推進する，矢掛町まちピカ応援事業を実施しておられますが，これについて２点質問いたします。１点目として，事業実施から現在までの事業団体数，活動状況などについて。２点目として，高齢化などによる担い手不足に伴う今後の事業継続の問題点について，担当課のお考えをお尋ねいたします。

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　６番議員，山部議員さんの御質問，矢掛町まちピカ応援事業についての御質問に建設課よりお答えをさせていただきます。

御質問にありましたように，この事業は，町民，地域における各種団体及び企業の団体に町道等の清掃美化のボランティア活動を通じて，町との協働による美しいまちづくりを推進する事業でございます。

１点目の御質問，事業実施から現在の活動状況でございますが，事業が開始された平成１８年度の活動団体は，町内会等３８団体，企業１団体の合計３９団体でございます。また，活動実績は町道，普通河川の延長 29.0 キロメートルの美化活動を実施いただいております。令和２年度の活動状況につきましては，町内会等 119 団体，企業１１団体の合計 130 団体が延長 85.3 キロメートルの町道，普通河川の活動を実施いただいております。これは，実施団体，実施延長ともに，これまでで最も多い実績となっております。

２点目の御質問の，担い手不足による今後の事業実施の問題点でございますが，ここ数年，担い手不足により活動人数を確保できないという理由で活動を休止する団体や，相談件数も増えてきており，今後，高齢化等による休止団体は増える傾向にございます。そのため，令和元年度に，矢掛町まちピカ応援事業実施要綱第３条，事業への参加要領について，参加人数の概ね１０人以上から概ね５人以上に変更することにより，現在活動している町民の団体，町内会等の現状維持と，新規の活動団体，町民団体以外の任意の団体及び企業等の増加を目的とした措置を講じたところでございます。

また，本年度は実施要綱では，年間３回以上の活動を定めておりますが，新型コロナウイルス感染対策として，１回以上の活動で本事業の対象となるように，既に措置を講じるなど，事業継続並びに活動団体の増加を図り，町との協働による美しいまちづくりを推進させていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　山部君。

○６番（山部多喜夫君）　矢掛町まちピカ応援事業について，建設課長に御答弁いただきました。御答弁の中にもありましたように，活動団体や実施延長が，本年度最も多いといった御答弁には，

多少驚かされましたが，これも山野町長を始め，執行部の御努力ではないかと思います。

また，現状の維持ではなく，推進を考えているとのお話でしたが，この事業により，協働による美しいまちづくりを目指すといった趣旨は，私自身，大いに共感するものであり，少子高齢化といった多くの問題がございますが，今後もこの事業のますますの推進に私も努力いたします。執行部におかれましては，継続して事業推進に努力をいただけますようお願い申し上げ，質問を終わらしていただきます。

○議長（土田正雄君）　続きまして，８番川上淳司君，お願いします。８番，川上君。

○８番（川上淳司君）　失礼いたします。議席８番の川上です。通告により，質問さしていただきます。

私の質問といたしましては，駐車場有効利用システムについてでございます。現在の町中の駐車場の利用状況について。それから次に，駐車場料金の有料化について。そして，道の駅ができるにもかかわらず，駐車場有効利用システムを導入することに対して，どのようになっていくのかと，観光客，そして，商店街を利用されてお買物をされている皆様に対して，どのようなメリットがあるかを，まとめてお伺いいたします。担当課長，よろしくお願いします。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　８番，川上議員さんの御質問，駐車場有効利用システムについての現状について，産業観光課からお答えします。

御質問にお答えする前に，駐車場有効利用システムの導入についての経緯についてですが，道の駅オープンに向けて，観光交流人口が増え，道の駅を目指して来られる自動車の増加による矢掛の商店街エリアの現状課題について，備中西商工会，一般財団法人矢掛町観光交流推進機構，株式会社やかげ宿，やかげ町並案内人の会，観光業者等の関係者の方と協議しました。総論としては，駐車場の新設ではなく，既存の駐車場を活用するという方向性でした。

そして，昨年度，矢掛町の利用状況調査をし，その結果を踏まえ，道の駅，やかげ町家交流館，第一駐車場，旧矢掛商業高校跡地の駐車場，備中西商工会，下座場の６か所の駐車場整備の原案を作成しましたが，関係者の強い御意見を受け，下座場を対象外とし，５か所の駐車場を整備する計画案で進めてまいりました。なお，５か所で 5,726 万円の当初予算を計上しておりました。

その後，関係者と何回も協議しました結果，新型コロナウイルスの影響下での観光客の動向が不透明であることを踏まえ，備中西商工会及びやかげ町家交流館については，道の駅のオープン後の状況により，整備を検討することが適当であるとの方針変更により，原案の５か所から，道の駅，第一駐車場，旧矢掛商業高校の跡地の駐車場の３か所の整備に原案を変更しております。なお，２か所の駐車場整備を減少することに伴います工事費の減額につきましては，３月議会で約 2,000 万円の減額の補正予算を上程する予定です。

このことを踏まえて，御質問の説明をさせていただきます。

第１点目の御質問ですが，まず，矢掛の商店街の駐車場の現状及び課題の概要を御説明します。

まず，現状ですが，利便性の高い商店街に小規模の駐車場が分散しており，休日の商店街周辺の駐車場でも，特に第一駐車場及びやかげ町家交流館の駐車場，にぎわい駐車場は飽和状態であり，駐車料金が無料のため，長時間利用の駐車も見られました。また，利便性の高い第一駐車場は，月

ぎめの契約駐車場と混在しており，観光用の駐車場の容量が小さいという状況です。

次に，課題ですが，観光客への誘導案内対策及び既存駐車場ストックの有効利用対策が必要となることです。この現状及び課題につきましては，客観的なデータで把握するために，国の都市再生整備計画事業により，昨年度，平日として１１月２１日の木曜日，休日としまして１１月１７日の日曜日の各１日ずつを矢掛の商店街の７か所の駐車場について，利用状況の実態を調査しました。具体的には，商工会，やかげ町家交流館，第一駐車場，にぎわい駐車場，旧矢掛商業高校跡地の駐車場，ふれあい広場，やかげ郷土美術館の各駐車場です。

調査結果の概要ですが，第一駐車場は，平日，休日ともに，昼前後の時間帯の利用が多く，休日は，午前１０時から午後４時までの満車状態でした。平日は，午前９時から午後２時までが，ほぼ満車状態でした。また，休日に利用が集中し飽和状態になっている第一駐車場では，１時間未満の駐車が大半でした。満車・空車の表示がないため，一度駐車場に入ってすぐ出るという，いわゆるうろつき駐車の状態が見受けられました。また，一部で長時間の駐車の車両があることもわかりました。

他の駐車場につきましては，休日，平日とも駐車可能区画があり，矢掛の商店街の既存の駐車場では駐車可能なスペースがあるにもかかわらず，有効に利用されていないという状況がありました。

次に，第２点目の御質問についてですが，国道沿いの道の駅，商工会，やかげ町家交流館の３か所を除いて，第一駐車場と旧矢掛商業高校跡地の観光用駐車場について，長時間駐車を防止し，駐車スペースを有効に活用するため，また，買物等に必要な１時間を超えた場合にのみ，駐車料金が必要となる計画案を検討しております。

第３点目の御質問について御説明します。端的に申し上げますと，システム導入により，混雑の解消となります。

また，矢掛の市街地の観光用駐車場ですが，先ほどの７か所の駐車場の合計台数ですが 125 台で，内訳は，普通車 124 台，大型車が１台です。なお，来年３月末の道の駅のオープンにより，普通車２９台と大型車１０台分で合計３９台の増と，第一及び旧矢掛商業高校跡の観光用駐車場の区画の増により，現在より５７台の増とする予定で，お客様にとっては駐車スペースの確保という大きなメリットがあります。

また，第一駐車場は，現在４６区画です。区画を目的別に申し上げますと，観光駐車場が２１区画，月ぎめ契約の有料駐車場が２５区画で，そのうち株式会社矢掛屋の月ぎめ契約の有料駐車場は１０区画あります。この４６区画を観光用駐車場にしたいとの方向性で検討しておりました。そこで，月ぎめ契約の有料駐車場の２５区画を，にぎわい駐車場とやかげ町家交流館西隣駐車場への再配分を計画しました。この再配分計画案では，観光用駐車場の合計で 182 台となり，内訳は普通車 171 台と大型車１１台となります。繰り返しとなりますが，システムの導入により，課題である混雑の解消を図ります。

道の駅，第一駐車場，旧矢掛商業跡地の駐車場について，満車・空車の情報の把握を行い，満空表示盤によるアナログによるのものとＷＥＢによるデジタルの両方から情報発信を行い，観光客の皆様をスムーズに駐車場へ案内し，既存の駐車場ストックの有効利用を促進したいと考えております。そして，利便性の向上，また，路上駐車やうろつき車両による交通阻害の解消，過度な自動車

の流入の抑制により，歩行空間の安全性，快適性を確保していきたいと考えております。

第４点目の御質問，観光客に対してと，商店街を利用されてお買物をされている皆様に対して，どのようなメリットがあるかでございますが，一言で申し上げますと混雑の解消です。

まず，両者に共通のメリットといたしまして，現地の表示盤，ＷＥＢ上での御案内及び誘導看板の設置により，矢掛の市街地で空いている駐車場にスムーズに移動していただけるようにしようと計画しております。

観光客の皆様へのメリットですが，システム導入により，道の駅を玄関口として目指して来ていただければ，周辺観光地への誘導及び回遊性の向上につながると考えております。なお，システムは一つのアイテムであり，住民がおもてなしの主役となる観光地づくりの推進に寄与するものと思っております。

お買物をされる皆様にとってのメリットですが，混雑解消により，安心してお買物を楽しんでいただけるものとなります。

最後に，駐車場の有効利用システムにつきましては，計画案を早急にまとめ，事業実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（土田正雄君）　川上君。

○８番（川上淳司君）　よくわかりました。しかしながら，まちの中の声というのはいろいろありまして，再質問さしていただきますが，現在，契約駐車場と一般駐車場が混在しているように思われますが，問題はないでしょうか。そして，料金体系について，考えていることがあれば，ここでお示しいただければと思います。そして，有料駐車場の有料料金が一人歩きをしているように思われます。議会提示をいつ頃に考えているか，以上３点再質問さしていただきます。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　８番，川上議員さんの再質問に産業観光課からお答えします。

第１点目の再質問についてですが，現在，先ほど申し上げましたように，第一駐車場及び旧矢掛商業高校の駐車場は，契約駐車場と観光用駐車場が混在しており，課題と捉えております。

この課題を解決するために，既存の契約駐車場と観光用駐車場を目的別に区分して利用できるように再編計画案を作成し，検討をしております。

第２点目の再質問についてですが，料金体系につきましては，課題解決策といたしまして，駐車して１時間以内は無料とし，その後１時間ごとに 100 円。上限額を 1,000 円に設定するという，産業観光課で素案を作成し検討しております。観光客，町民，買物に来られたお客様にとって観光用駐車場を，宿泊のお客様につきましては，株式会社矢掛屋が有料で契約している駐車場をご利用いただく計画でございます。

第３点目の再質問について御説明します。関係条例につきましては，次の３月議会において，上程できるように準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○８番（川上淳司君）　よくわかりました。あと，最終的になんですけど，私が考えることは，町民の財産である駐車場でありますので，町民の利益になるような利用の仕方があるべきと考えます。

駐車場有効利用システムを導入することによって，町中の渋滞緩和，観光客，お買物客，商店街の方々の利益がそれぞれにあり，まちの財産の有効活用と考えれば，有効性のあるシステム導入だと思います。今後，導入に当たっては，３月議会でしっかり議論して，より良いまちづくりにつながるようにしたいと考えます。

簡単ではありますが，以上で質問を終わります。

○議長（土田正雄君）　続きまして，２番髙月敏文君，お願いいたします。２番，髙月君。

○２番（髙月敏文君）　議席２番，髙月でございます。通告に従い，矢掛町の小学校，中学校，保育園・認定こども園における，食物アレルギーの対応について質問します。

初めに，保育園・認定こども園についてお伺いします。保育園・認定こども園において，食物アレルギーで対応の必要な園児数は現在どのくらいなのか。また，保育園・認定こども園において，食物アレルギーでの対応はどのようにしているのか。どのマニュアルによって行っているのか，お伺いします。そして，保育園・認定こども園の給食は各園で作っていますが，アレルギー対応はどのようになされているのかお伺いします。

次に，小学校，中学校についてお伺いします。小学校，中学校においても，同じように食物アレルギーで対応の必要な児童，生徒数はどれぐらいなのか。また，食物アレルギーでの対応はどのようにしているのか。どのマニュアルによって行っているのか。そして，小学校，中学校での給食は矢掛町学校給食共同調理場――簡単に言うと，給食センターで作っていますが，アレルギー対応の給食，例えば卵の使用されない給食が，どれぐらいの頻度で提供されるのか。

以上のことについて，担当課の答弁をお願いいたします。

○議長（土田正雄君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君）　２番，高月議員さんの御質問に保健福祉課からお答えいたします。

まず，１点目，保育園・認定こども園で食物アレルギー対応の必要な園児数でございますが，令和２年１１月１７日現在ですが，４園の園児451人中２４人でございます。

次に，２点目，保育園・認定こども園でのアレルギー対応のマニュアルについてですが，各園共通で厚生労働省の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインにより対応しております。さらに，保育園のほうでは，保育所保育指針，認定こども園では，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき，一人ひとりの子どもの健康の保持増進並びに安全の確保に努めております。

次に，３点目，保育園・認定こども園の給食のアレルギー対応についてですが，まず，アレルギーの個別対応を希望する保護者と面談を行いまして，医療機関の検査結果と食材使用の可否を記載した医師の証明書を御提出いただき，これに基づいた対応をしております。そのほか，アレルギーでショック症状が現れる可能性のある園児につきましては，保護者の同意の下，井原地区消防組合――消防署のほうへ情報提供しておりまして，救急と連携をした対応が取れる体制としております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　それでは，２番議員さんの，アレルギーに関して，小学校，中学校に関する御質問に対して，お答えをいたします。

まず，最初の御質問でございます，アレルギー対応を必要とする児童・生徒数でございます。令

和２年１０月末現在でございますが，小学校が１８名，中学校が３名となっております。

次に，２点目の学校でのアレルギー対応ということでございます。まず，初めに実態の把握に努めます。把握の仕方としましては，まず，就学時検診。それから，進級した時。それから新たに，新規にアレルギーを発症したとき。それから，他の市町村から転入したとき。それから，認定こども園と小学校との連絡会。そういう機会を捉えて，情報の収集，共有を図っております。

次に，矢掛町学校給食共同調理場，いわゆる給食センターからアレルギー対応が必要な児童，生徒の調査依頼を学校に行います。そして，学校はその回答を教育委員会経由で回答するとともに，医師の指示による学校生活管理指導表――これはアレルギー疾患用でございます。様式は国が定めておりますが，これを作成することになります。

これを元にして，学校長の指導の下，食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために，学校の中に食物アレルギー対応委員会を組織し，その委員会で協議の上，個別の対応方針を決定します。

さらに，保護者に説明，理解いただいた上で，学校医，主治医，それから消防機関，それから給食センター，これらと連携を取ることで，学校の実情に応じて，教職員が連携協力して対応できる体制を構築しております。

マニュアルということでございます。これにつきましては，教育委員会が作成しております，学校給食における食物アレルギーの対応に関するマニュアル，さらに，それを基にして，それぞれの学校の実情に合わせたマニュアルを学校独自でそれぞれ作成しておりまして，それに沿って，各学校が対応しているということになります。

それから最後の御質問，給食の提供回数，例えば卵の提供されていない給食の頻度はどれくらいかということでございます。令和２年度の１１月までですが，給食の提供回数が 142 回。そのうち，卵を使用していない給食は 103 回。それから，アレルギー対応で卵を除去した給食が３３回。合計 136 回となり，率にしますと 95.7 パーセントという状況になります。この学校給食のアレルギー対応については，児童の安全性確保のため，アレルギーの原因食物の完全除去対応，いわゆる提供するか，しないかを原則としております。これは，国，県の指針にも沿った対応でありますけれども，私ども給食センターとしましては，食物アレルギーのある児童生徒が楽しい給食の時間を過ごすことができるような，そういう配慮をしながら，学校給食を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　髙月君。

○２番（髙月敏文君）　保育園・認定こども園では，アレルギーの個別対応を希望する保護者と面談を行い，医療機関の検査結果と食材使用可否を記載した医師の証明書に基づいて対応が出されており，アレルギーでショック症状があらわれる可能性のある園児については，救急と連携した体制が取れる体制となっていることを理解しました。また，小・中学校でも食物アレルギーの対応が必要な児童生徒のために，学校内に食物アレルギー対応委員会を組織し，協議の上で，個別の対応方針を決定し，保護者に説明理解をいただいた上で学校医や主治医，消防機関，給食センターとともに連携を取るということです。そして，各校の実情に応じて，職員が連携協力して対応できる体制を構築しているということでした。

ここで，ちょっと再質問ということですが，先ほど給食センターで，卵の件で 95.7 パーセントと

いう除去率ということでしたが，ほとんど卵を使ってないような印象を受けるんですけど，これは卵本体のことだと理解しております。卵が含まれる成分。成分が含まれるものについては，どうなっているのかということをもう少し御質問したいと思います。

そのことを再質問としたいと思いますので，給食センターで扱う給食で，食物アレルギーの原因となる成分が含まれる食品を出す場合は，どのようにしているのかという質問を再質問といたしますので，担当課の答弁をお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　髙月議員さんの，例えば，卵が成分，それからアレルギー食品が成分として入っている場合はどうするのかという再質問にお答えをします。卵以外にも，一般的にアレルギーを起こしやすい原材料品として，一般的に７品目が認知されております。小麦，それから乳製品の乳ですね，卵，それからピーナッツ，それから蕎麦，エビ，カニ，これらが一般的に知られております。もちろん，これ以外もございますが。

そのうち，これらのうち，一つでも成分として含まれた場合，例えば醤油などがございます。醤油には，大豆，それからアレルギー食品として認知されております小麦が入っております。では，それでどうするのかということでありますが，私どもの給食センターでの対応はそういう醤油成分の含まれているものは，除去するという対応を取っておりません。これは国，県の指針と同じ内容なのですが，指針では，醤油とか，味噌とか，酢などは，基本的に除去する必要はないとゆうふうになっております。これについては，注釈がありまして，医師の指示がない限りということです。医師の指示があれば除去するということになのですが，基本的に除去する必要は，調味料とかにはないということになっております。

私どもも，夏休み前にアレルギー対応の児童の関係で，確認してほしいということで，神戸の先生にも，実際に確認したことがございますが，調味料程度では大丈夫だということをお聞きして，そういう対応もとっております。ただ，そのような場合でもですね。保護者の方が心配されることは十分理解できることでありますので，給食センターでは，アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者に，アレルギー対応献立表，いわゆる成分表と言われるものですが，これをお配りして，実際に保護者の方に確認をしていただいております。もし，その上で，保護者の方がこのメニューを避けた方がいいというふうに判断された場合は，その児童には大変申し訳ないのですが，弁当を持参というふうな対応を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　髙月君。

○２番（髙月敏文君）　最近では，アレルギー対応の必要な子どもさんが多くなっているように思います。

アレルギーの原因となる成分の含まれる場合，保護者，先生方が，成分表を確認し，毎日チェックし，弁当の持参等の対応をされています。そして，アレルギーのある子どもさんは，みんなと同じ給食がその日には食べられないことになると思います。

近隣の市町村では給食センターで対応できるようになってきている所もあると聞いております。できるだけ保護者，先生，子どもさんの負担にならないようにお願いして，私の質問を終わりたい

と思います。

以上です。

○議長（土田正雄君）　続きまして，９番浅野　毅君，お願いいたします。９番，浅野君。

○９番（浅野　毅君）　はい。９番議員の浅野でございます。本日は，２件質問さしていただきます。１つ目が，景観行政団体の移行についてということと，あとはですね，全国伝統的建造物群保存地区協議会，いわゆる伝建協の加入についての２件を質問させていただきます。

まず，景観行政団体の移行について伺いますが，このたび，当町では重伝建選定の答申を得，また，無電柱化も進んで，ほぼ完成に近付いております。また，道の駅も開業間近でございます。今後は，ますます全国に注目される町になるかと思います。

そこで，町のますますの価値を上げるためにも，一つの提案でございますが，矢掛町を全域を網羅する景観の政策が必要となると考えております。もちろん今も，県と相談の上，十分できてると思うんですが，もう一歩進めるという意味でございます。

平成２９年の９月の議会。それからまた，本年３月の議会で，景観条例について少し述べさしていただきましたが，一部重複することがあろうかと思いますが，容赦をお願いいたします。

まず，景観行政団体とは，平成１６年の６月に制定された景観法に基づき，その地域の良好な景観の保全，形成を図るなど，景観行政を担う自治体のことでございます。政令指定都市か又は中核市であっては，景観法に基づき，自動的に景観行政団体になりますが，その他の市町村は県との協議により，景観行政団体になることができるということでございます。

矢掛町は，県との協議により，景観行政団体に移行ができますが，岡山県では，１０団体が景観行政団体になっております。岡山県，岡山市，倉敷市，早島町，新庄村，瀬戸内市，真庭市，高梁市，津山市，奈義町ということに。これは，団体になった順番だと思います。

景観行政団体では，景観法に基づき，景観計画を作成することができます。景観計画というのは，行政団体が――これ，矢掛町ですが，景観行政を進めるため，基本的な計画のことで，主に以下の事項を定めなければならないということになっております。これは，この景観法の第８条ということでございます。その中には，必須事項と努力事項と選択事項とありまして，必須事項といたしまして，景観計画の区域。から，良好な景観の形成のための行為の制限。３番目が，景観重要建造物，景観重要樹木の指定の方針。この３つが必須事項になっております。あとまあ，努力事項とか選択事項とかありますが，ちょっとこれは省いております。

それで景観行政団体になると，岡山県景観計画で運用していたものが，矢掛町で独自に基準を設けられる。今までは，県との協議の上ということでございました。景観法で定める矢掛町内で行う行為の届出も，県から，矢掛町が担当ができる。つまり，矢掛町独自の政策ができるということでございます。

景観計画区域内において，景観形成の更新や景観形成に係る基準を定め，建築物や工作物等のデザインや色彩などの景観に関するルールを作ることにより，届出や勧告による規制誘導を行うことができるようになる。先ほど申し上げましたが，選択事項で，建築物や工作物等のデザインの規制というのは，これ，選択事項でございます。

いわゆる３点セット。矢掛町において，重伝建，それから無電柱化，道の駅は，ほぼ完成してお

りましたが，最初の話と被りますが，全国に矢掛町を発信する上で，ソフト面の充実が必要と思います。その一つが，景観行政団体の移行と思いますが，町の見解を問うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　９番議員，浅野議員さんの御質問，景観行政団体移行についての御質問に建設課よりお答えをさせていただきます。

本町は，先ほど議員さんも申されましたように，現在，岡山県景観条例の適用区域でありまして，県条例に基づき，景観形成に必要な施策を推進することにより，本町の特色をいかした優れた景観を守り育て，快適で文化の薫り高い景観を創造しております。

御質問にありました，景観行政団体への移行でございますが，御提言のとおり，岡山県との協議により，景観行政団体への移行は可能でございます。また，景観行政団体に移行することにより，地域の実情に応じた景観計画を策定し，建築物の新築規制に関する規制誘導や景観重要建造物，樹木や景観整備機構の指定，景観協定の認可など，町独自の景観行政を実施することが可能となります。

しかし，景観行政団体への移行後は，環境計画の策定，景観条例の策定など町民の皆様との合意形成が必要不可欠となるため，担当課といたしましては，岡山県が実施しております，景観まちづくりの研修会，景観シンポジウムなど研修会等へ職員を派遣することにより，景観行政団体へ移行に対しまして本町への効果，有効性について，研究を開始したいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　浅野君。

○９番（浅野　毅君）　今，御答弁いただきましたとおり，移行するにはいろんな手続的住民の皆さんの合意とか，いろいろ大変なことは十分承知はしておりますが，順次，今日明日すぐというのはなかなか，こういうのは難しゅうございますが，いずれにしても，方向性としたら，景観行政団体に移行することがいいのかなという思いで質問をさしていただきました。今後ともよろしくお願いします。

引き続きまして，全国伝統的建造物群保存地区協議会――伝建協の加入についてであります。略して伝建協と言いますが，伝建協は原則として，重伝建地区の所在する市町村をもって組織する団体でございます。事務局は，岐阜県高山市。そこの高山市長さんが会長でございます。現在で 101 市町村で構成されております。余談でございますが，矢掛町の町議会総務文教常任委員会で，平成２７年の７月に重伝建の視察にまいりまして，いろんな話を聞いて勉強させていただいたなという記憶がございます。

そういうことで，当会に入会されたらということを，見解を問います。

それから，あと二つ。また，当会は伝建協ですね，全国大会が行われており，本年は丹波篠山市の予定でしたが，コロナの関係で来年になっております。令和４年に呉市であります。矢掛町も令和５年以降に立候補したらというふうに思います。それも見解を問います。

あと一つ。また，全国の町並みゼミというイベントがありますが，これは行政町並み保存団体等実行委員会形式で行われ，平成２５年９月，全国町並みゼミ倉敷大会が行われ。矢掛で分科会が行

われました。本年は，茨城県桜川市の真壁で行われました。これは，ＷＥＢ配信だそうです。来年は，奈良。2022 年は，福岡県八女市。2023 年は，新潟で全国大会が予定されております。これは，人気イベントのようで，誘致はなかなか難しいそうでございますが，重伝建選定を機に矢掛に誘致したらと思いますが，見解を問います。

以上３点，よろしくお願いします。

○議長（土田正雄君）　教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君）　それでは，９番議員，浅野議員さんの伝建協への加入。また，全国大会ですか，町並みゼミ，これを誘致したらどうかという御質問に対して，教育課からお答えをいたします。

伝建協――正式には全国伝統的建造物群保存地区協議会でございます。これは，伝統的建造物群保存地区を持つ全国の市町村が集まって，昭和５４年に発足したものというものでございます。

この協議会の目的を，規約を見ますと，まず第３条に“加盟市町村が協調して保存地区の保存整備に関する調査研究及び施策の推進をはかり，もって伝統的建造物群の保存と活用及び地域文化の向上に資すること”と，それから第４条には事業内容ですが，“調査，研究，報告”。それから“情報の収集及び発信”“普及啓発”。それから“研修”。これは，研修は担当者及び技術者研修ということでございますが，それから“その他保存地区の保存整備に寄与する事業”というふうになっております。

担当課としましては，この伝建協の協議会のネットワークをいかして，全国の貴重な文化遺産である歴史的町並みの保存と活用のノウハウ。これを，矢掛宿にも十分いかしていけるのではないかというふうに考えられますので，加入については検討したいと考えています。

それから，全国大会，それから町並みゼミの誘致というこの２点でございますが，もし順調にこのままいけば，令和３年度は初年度。修理・修景の補助事業の執行など，初年度ということもございます。もう少し足元を十分固めた上で，これらについては研究したいというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　浅野君。

○９番（浅野　毅君）　今，伝建協ほか３点についてお伺いしまして，１件目の伝建協に加入ということは，当然されるだろうと思いましたので，できるだけ早く，ひとつお願いしたいと思います。予算もいることですので，よろしくお願いいたします。

それとあとですね，大会については，これは当町と，矢掛だけではできませんし，いろんなもう候補地もあると思いますんで，なかなか難しいとは思いますが，観光と文化，情報を一緒に発信するということで，観光にも資するものでございますんで，大会もぜひ頑張っていただきたいと。それから，町並みゼミは，これは民間も関与することなんで，民間サイドでできるだけ推し進めれたらと期待はしております。今後よろしくお願いします。

以上です。

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが，このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんから。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，このまま会議を続行いたします。

それでは，５番石井信行君，お願いします。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　５番，石井信行です。発言通告に従って，３点の質問をさせていただきます。

１つ目，重篤化しやすい６５歳以上のインフルエンザの予防接種希望者の無料化についてのお尋ねです。発言通告した後ですが，矢掛町も感染者が出てしまいましたが，医療に従事しておられる方々，介護や福祉でケアに従事しておられる方々，感染防止で啓蒙活動に従事しておられる職員の方々に，そして，徹底した自粛で感染防止に心を砕いておられる町民の方々に感謝と敬意を申し上げたいと思います。

感染，コロナと症状がよく似ていると言われる，インフルエンザの予防接種。６５歳以上の希望者の予防接種を，他市町村でも行っている無料化を，来年度予算で計画してもらいたいという要望があります。６５歳以上の肺炎球菌の予防注射への 3,500 円の補助。それから，生活保護の方のインフルエンザ予防接種の無料化など，手厚い施策を町民は歓迎しております。これに重ねて，重篤化しやすい６５歳以上のインフルエンザ予防接種の希望者への無料化を実現すると，医療機関の負担が減ることはもちろんのこと，町民の安心感が随分増すと思います。１０月３１日現在の町内在住の６５歳以上の人数は 5,374 人。1,500 円の予防接種を全員が受けても，806 万 1,000 円になります。ぜひ，このいろんな手厚い施策に重ねて，この無料化を実現していくこと。町長の英断を求めます。お願いします。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　御質問の趣旨，６５歳以上の高齢者のインフルエンザ無料化ということでございます。この判断は，９月の議会であります。

このこと，近隣市町は無料ということを出しておりましたが，矢掛町でどうするべきかということを考えるときに，やはり医療機関，お医者さん，そして，いろいろな過去の補助を出した経験からですね，やっぱ，政治が判断するかどうかということに関しては，私は反省点の面もあります。そのことを踏まえた中で，今回は，無料化するのか。それとも医療現場の対応を考えてということで，医師会，そして病院の院長等々と話をしました。その結果，「ぜひ，町長。医療現場は本当に必要な方にワクチンを提供したい」この発言でありました。そういうことがひとつ，大きくある中で，「しかし，先生。国は，ワクチンの増量するというふうに報道してますが」言いましたら，「町長，なかなか国のようにはいきませんよ。国が方針しても，各病院その他へきちっとくるのは，そう簡単にいきません」というような回答の中で，私は，医療関係者の意向を尊重して，この無料化でなしに，矢掛町では 1,500 円でありますけれども，現行制度に決断したということでございますので，御理解いただきたいと思いますが。

その決断後に，どういう展開したか。よその首長と会うことがありました。１０月頃だったか，１１月になってか。その市長いわく，「私のまちの開業医が，もうワクチンが無くなったとゆっておると。どうにかならんのじゃろうか」というような発言があったときに，ああ，こんなことが起きるんだなと，いうことから言わせばだね，良い決断かなというのがひとつありまして。

そして，その後の状況でありますが，矢掛町の昨年の１０月実績は，500 件でありました。今年は今の状況でありながら，１０月ひと月で，2,300 件のインフル注射をされております。これを見れば，本当に，やっぱり病院の方や，してあげたい人にできたというふうに思っておりまして，当初の目的等々についてもですね。それからまた，町民の方の賢明な判断だなあと。ただお金ではない。必要なものはきちっとやるという，町民の賢明な行動に対して，敬意を表したいということに思っております。そういう観点から，この状況で無償化を考える状況ではございませんので，御報告させていただきます。

以上であります。医療現場の結論であります。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　コロナの感染者が出たんですが，幸いなことに，たくさんの方が，高齢者の方が予防接種受けられて，有料でも受けられて，例年よりずっと数が多かったというふうに聞いて，マスコミなんかでも流れております。その効果もあるし，それからマスク，手洗いを徹底してやっているということでインフルエンザの罹患率がものすごく下がっているという，皆さんの努力を，医療機関ももちろん努力してくださっているんですが，町民の自身でのいろいろ努力で感染が，このインフルエンザについては低い状態にあるということも報道されています。

それに輪を掛けて，この町民の健康と安心がこの町政の土台ですから，先ほど町長言われましたが，今回の補正で，例えば，サテライトオフィス整備事業 2,820 万円掲載されていますが。この８月の補正での 3,800 万円。この２つを足すだけで 6,620 万円です。６５歳以上の全員に，この 800 万ほどのお金で何回予防接種ができるかということを考えても，医療機関への負担をこれも軽減するという意味では，大変な思いもあるんですが。これをぜひ，再度，来年に向けて，来年の予算化に向けて，町長の前向きな答弁を求めます。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　今，来年度の話をされていますけど，まだコロナ自体がどういうことになるかわからない状況で，全国民が，そして世界がいろいろ頑張っており，そしてまたワクチンを期待する状況にはあるという現状であります。予算はこれから，それぞれの，国でさえ年内に予算編成。それから県も市町村，これからそれに向けての予算要求ということでございますので。その状況を踏まえながら，的確に判断をしたいというふうに思っております。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　はい。ぜひ，前向きな検討でお願いします。町民の命と健康が，まずすごく大事だと思いますので。今，世田谷そのほかで，ＰＣＲ検査を希望者全員にということで，いろんな施設がＰＣＲ検査を，面で，面で，面でという形で広げているときです。いずれ，そういうふうに広がっては困るんですが。そういうことも含めてやっぱり頭に置きながら，軽く済ませるものは済ませてほしいという形で，予算化していただきたいということをお願いして，次の２番目の質問に移ります。

同僚議員の先ほどの質問に重なるんですが，１０月の終わり頃，産業観光課と総務財政課の職員さんが，この来年４月１日から，中銀前の町営駐車場が有料化になる。なりそうだということで。年間契約で月ぎめのこの駐車場枠を確保している商店街の人は，その東側の駐車場に移動してもら

うというような，お知らせをして回られたという話を聞いて，観光課とそれから，総務課のほうへお尋ねをしましたが，決まってはいないんだということでした。

それで，お尋ねです。重なる部分がありますが，１つ目。今まで有料化して，皆さんにちょっといろいろ不評を買って無料化したという経緯があるのに，なぜまた再び有料化するのかという理由をもう一遍教えていただきたいということ。２つ目，町並み全体の道の駅の駐車場も込みですが，200 近い，普通車で言えば 200 近い全体の中に，どう位置付けられるのかということを，全体の数を先ほど観光課のほうで言われたんですが，その後，全体計画をもう一度わかりやすく教えてほしいということをお願いします。３つ目，地元説明会はあるのか。それから，月ぎめの契約の商店街に不便さが伴わないか。それから先ほど質問もありましたが，宿泊客と商店街のお客と町筋の住人の扱いは，同じなのか違うのかというあたりのことも教えていただきたいと思います。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　５番石井議員さんの御質問，駐車場について産業観光課からお答えします。

まず，第１点目の御質問でございますが，６年前の状況と現在の状況では大きく異なりますが，昨年度の調査結果を踏まえ，先ほど，８番議員さんの第１点目から第３点目の御質問でお答えしましたとおりです。また，繰り返しになりますが，道の駅オープンに向けて，ＤＭＯをはじめ，商工会観光事業者等の関係者で協議し，矢掛の市街地は土日を中心として混雑しているので，この課題解決のため，システム導入が必須との結論に至りました。なお，第一駐車場と旧矢掛商業高校の跡地の駐車場の２か所のみ駐車して，１時間以内は無料。その後１時間ごとに 100 円。１日当たりの上限額を 1,000 円に設定するという産業観光課で素案を作成し検討しており，３月議会に関係条例を上程する予定で準備を進めていきたいと考えております。

次に，第２点目の御質問ですが，先ほど８番議員さんの第３点目の御質問でお答えしましたとおりで，繰り返しになりますが，現状では観光用駐車場は 125 台で，道の駅の駐車場の拡充と観光用駐車場と，契約の有料駐車場の再編等により，182 台となる計画で整備を進めているところでございます。

次に，第３点目の御質問ですが，特に説明会を予定してはおりませんが，関係者の方の御意見を伺ってはおります。なお，料金体系等についての内容につきましては，先ほど８番議員さんの再質問でお答えしておりますし，今，石井議員さんの第１点目の御質問のお答えで，申し上げましたとおりでございます。

次に，第４点目の御質問でございますが，先ほど８番議員さんの再質問にお答えしたとおり，繰り返しになりますが，観光用駐車場と契約の有料駐車場を集約する再編計画により，利便性を向上することと考えております。

次に，第５点目の御質問でございますが，先ほど８番議員さんの再質問にお答えしましたとおり，繰り返しにはなりますが，観光客，町民，買物のお客様は，観光用駐車場。宿泊のお客様は，矢掛屋が有料で契約している月ぎめの駐車場を御利用していただく計画を検討しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　いくつか重なった質問で申し訳なかったんですが，有料化するということとシステムの導入ということが，イコールでいいのかという思いもありまして。今まで無料化していたから，すごく停めやすかったというのがあるんですが。無料化のままでシステム化っていうことはできないのかということを再度お尋ねします。お願いします。

○議長（土田正雄君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　５番議員さんの再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたが，８番議員さんへの回答とダブる部分ございますが，有料化という部分なんですが，それはひとつの手段でございます。また，システム導入におきまして，１時間無料，それから１時間を超えた場合に１時間 100 円という負担をしていただく，上限 1,000 円を設けるといった方針で，今，検討しておるという状況でございます。なお，一番の課題は，市街地の混雑という状況でございます。先日の日曜日におきましても，かなりのお客様来られておりまして，その現状課題を解決するためのシステム導入というふうに考えております。混雑解消のために，このシステム，それから有料というふうなひとつの手段は必要であるというふうに考えております。

以上です。

（発言する者あり）

○産業観光課長（妹尾一正君）　はい，申し訳ございません。補足説明なんですが，滞留時間でございますが，おおむね１時間未満の方がほとんどでございました。それで，今回の状況では１時間は無料ということで買物等の用務はできるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　３月議会でまた具体的な中身は上程されるということですから，そこでまた論議になると思うんですが，やはり，住んで良し，そして，訪れて良しという矢掛にしたいということから，今住んでいる人が，やっぱりいいなというように思うようにし，そういうまちになってほしいとの思いがありますので，町筋の方の意見を聞く場所というのをぜひ設けていただきたい。その町筋の人の意見を，ここへ言えばちゃんと届くよという場所をちゃんと設けていただきたい。そのことをぜひお願いして，次の３つ目の質問に移ります。

昨年度の会計検査院の講評によると，矢掛商業高校跡地に誘致されたバートインターナショナルの会計検査はまだ終了してない。引き続き行う，と書かれておりましたが，その後どうなったか副町長にお尋ねします。

それから，矢掛町が求めていた防災アプリができていないままに，補助金を返さずいなくなって，バートインターナショナルはいなくなってしまったわけですから，裁判をしてでも補助金の返還請求をすべきではないかと思います。しかし，もう済んだという形で答弁を実質的にはされていない場合が多いので，町長の認識を改めて問います。

以上２点，端的にお答えください。

○議長（土田正雄君）　副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　それでは，石井議員さんの御質問で，最初の昨年度の会計検査その後という御質問でございます。昨年度の全国の会計検査の結果についてですが，先月の１０日，１１月

１０日に，会計検査院から菅首相に検査報告が提出されました。その内容というのは，その場で公表されたわけです。その次の日に，朝刊に載っておりましたので，御覧になったと思うんですけれど，その朝刊には，全体概要とそれから岡山県の検査の概要，というか指摘事項が載っておりました。内容的には，岡山県内には３件ということが新聞には載っておりました。その全体の内容というのは，会計検査院のホームページで，かなりの量になりますが公表されております。

それで，新聞は御覧になったと思うんですけれど，その中で岡山県で３件。本町は，昨年度受けた検査では，全て指摘事項は載っておりません。

それでですね，まだ検査は終わっていないという御発言があったんですが，昨年の実地検査，岡山県に入った実地検査の最終日に講評がありまして。そこで，引き続き行うということを書かれているというふうに言われたと思いますが，実地検査っていうのは当然，当日終わるわけではありません。事前の書類審査，それから，岡山県に入ってきて実地調査。また，その後，引き続き追加質問であるとか，追加資料の提出という事後の調査もあります。それ全て含めまして，昨年度の結果の公表というのが１１月にされたということで，矢掛町も昨年度，いろんな総務省に限らず数多くの省庁の検査を受けていますが，矢掛町は全て指摘事項はなかったいうふうなのが公表の結果でございます。

以上です。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　端的に回答ということでございますので，わかりやすく端的にお答えしたいと思います。

防災アプリの件でございます。これまで，何回も同じ質問をされ，私も副町長も丁寧に説明をしましたが，なかなか理解されていない。

以前，お答えをしておりますとおり，アプリの確認はしております。また，何度も説明しておりますが，アプリは，町が求めてつくったものではございません。バートの事業に対する補助事業でございます。何度も回答をさせていただいておりますが，補助事業については確定し，完了をしております。

以上です。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　「片山敬済氏が矢掛商業跡地へアプリを持って来た」「いつですか」「平成２９年の８月２２日」と町長は言われた。それで，「見られた」と答弁されました。副町長は，「アプリはものではない。ＷＥＢ上で操作しなければわからない」と言われました。「実際に動かしてみた」とも言われました。

副町長。これは総務課で，その町長が見た後からというふうに言われた。ものではないのだから，動かしてみなければ，この矛盾は，この言われてることがずれてますから。このどちらかがウソになります。実際に，この一町民の方が，総務課で，この副町長の前で作動をして見たときに実際に出てきたものは，どこかの防災組織のへリンクしたものがピッと入ってきた。ただそれだけのことではありませんか。実際に，町が求めていた防災アプリはできてはいない。そのことを同じ年の１１月２７日の書類で，町が求めていたアプリはまだできていない。ちゃんと作って出せ，という

書類が出ているはずです。出ていますから。明らかにこれはおかしいということで，再度質問をして，やっぱり返還してもらわなければならないと私は思っていますが，副町長に答弁を求めます。

○議長（土田正雄君）　副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　失礼いたします。再質問ということですが，少しちょっと意味の分からないところもあるんですけれど。

物ではない。確かに，ソフトではありますので，物体というものではありません。ただ，表現ですので，アプリを持って来て，そこで見た。アプリを見た。アプリという，物を見るわけでは，物体を見るわけではありませんので，ソフトというものの作動を見たという意味合いでございまして。物であるか，ソフトは物でないか。そういう言葉の問題ではないというふうに思います。

それから，先ほど町長が言いましたが，アプリについては，町が求めたというわけではありません。補助申請があって，バートが申請に基づいて作ったというものを確認したというものでございます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　時系列で単純に考えて，平成２９年８月２２日に，町長が見られた。その後，総務課で作動をしてみたと。１１月２７日の文書では，町が求めていた防災アプリではないから，ちゃんと求めていたものを出しなさいという指示を出し，文書で出しているわけですから。それにもかかわらず，ソフトは物だとか物でないとかそういうことは通用しないと思うんですね。３月の議会でも私，だいぶ言ったんですが，その次に，要するに２９年の８月２２日に見た。その次に，総務課で見た。その同じ年の１１月２７日に，町が求めていたソフトじゃない。アプリではないという文書も出ている。それから３年経って，昨年の１２月の９日ですか。バートとの文書が出たから，解決した。お金のあれは，済んだというふうに言われたんですが。そういうふうに言われたんだけれど，出された文書というのは，次の年に出ました。それを見ると，バートとも矢掛町とも全く関係ないものでした。これは，３月議会でも６月議会でも言いました。だから，解決はしていないということを私は主張しているんです。その点について，副町長の答弁を求めます。

○議長（土田正雄君）　副町長。

○副町長（山縣幸洋君）　それではですね，再々質問になると思いますが。時系列で，これは補助申請，補助事業でございますので，補助申請をしてバートが実施をすると。で，８月に実績報告に基づいて検査をしました。ソフトの検査をしたということで。当初申請と若干内容が違いますので，変更してくださいと。その変更申請が出たのが，１１月２７日。うちが求めたソフトにしてくださいという意味ではありません。当初申請からの変更について指摘をしましたので，検査で指摘をして，変更申請を出してもらった。ただ，これを変更はすぐに認めておりません。実際問題，変更することによって，第三者がちょっとトラブルがあるという情報ありましたので，変更を保留した。それが解決したという文書が出てきました。当然，町とは関係ありません。第三者と当事者の内容です。それ解決した。つまり，解決しなさいと，解決しないと申請は認めませんという立ち位置で町はおりましたので，解決した，そのことが出てきましたので，確定をしたという時系列になります。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　町長。

○町長（山野通彦君）　質問の中でですね，根本的に考え方が違うところがあります。今，私に質問のときに，町長が，町が，求めているいう表現を使われました。これは問題です。町は，求める事業ではありません。これは，元々補助事業でありますので。何回も言っている。つまり，バートが計画をしてアプリを作ってるわけですが，町がこういうものを作ってくださいというような問題では全くないので。そこはまあ，大体判断が違うところから入っていくというふうに思います。補助事業でありますので，この事業自体は，バートがやった事業。

もう一点は，ある新聞を見ましたが，町長と副町長の発言が違うという，そのアプリというものは見ました。だから，これを。彼の言い方が微妙なので。ソフトがなんじゃかんじゃよおるけど。アプリ自体の物も中身も，これはバートが発注したもの。こちらは確認するいう行為の話をしているので。一番，言葉で言えば。町が求めているというこの表現がですね，根本的に違うということをちょっと申し上げておけば，わかりやすいかなというふうに思います。

○議長（土田正雄君）　石井君。

○５番（石井信行君）　バートという企業を誘致したことによって，町民がどんな利益を受けたのかということが一番，根本問題なんです。建物を直したから，良い建物が残ってとかいうようなことを，どこかで町長言われたようですけど，そのお金を差し引いても 5,000 万円以上のお金はやっぱり返してもらわなければならないと，私は思っています。契約の防災アプリが出来上がってはいない。私の認識はそうです。これからも，私は追及していきたいと思います。

企業誘致を，誘致された企業の，ちゃんとこう，町民と一緒になって，こう企業を育てていくというか。おかしいものは，おかしいというふうなかたちにしていかないと。やっぱりその企業誘致そのものが町民のためにならないんではないかという懸念を持っていますので，今後とも私はいろいろ追及していきたいと思います。

以上で，質問を終わります。

○議長（土田正雄君）　以上で，通告のありました方々からの一般質問は，全て終了いたしました。お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留めて散会とし，明日の金曜日，午前９時３０分から再開したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　御異議なしと認めます。よって，次の会議は，４日金曜日，午前９時３０分から再開することに決しました。

昼食時間を多少経過いたしましたが，会議の続行に御協力いただき，ありがとうございました。

それでは，これにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでした。

午後０時２２分　散会

令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会（第３号）

１．会議招集日時　令和２年１２月４日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（散会）　午前　9時４８分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
1	田　中　輝　夫	出	2	髙　月　敏　文	出
3	原　田　秀　史	出	4	小　塚　郁　夫	出
5	石　井　信　行	出	6	山　部　多　喜　夫	出
7	花　川　大　志	出	8	川　上　淳　司	出
9	浅　野　　毅	出	１０	土　田　正　雄	出
１１	山　野　豊　久	出	１２		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務防災課長	堀　賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	奥村栄治	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務防災課長代理	立川人士	企画財政課長代理	河上昌弘
矢掛寮長	西山弘之	財政管財係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　議案第７９号　岡山県西部衛生施設組合規約の変更について

日程第２　議案第８０号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て

議案第８１号　矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第８３号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８４号　矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について

議案第８９号　矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について

日程第３　議案第９０号　道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

日程第４　議案第９１号　賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

日程第５　議案第９２号　賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

日程第６　議案第９３号　矢掛町都市公園の指定管理者の指定について

日程第７　議案第９４号　町道の路線変更について

議案第９５号　町道の路線認定について

日程第８　議案第９６号　令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について

議案第９７号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９８号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９９号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議案第 100 号　令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について

議案第 101 号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）について

議案第 102 号　令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第 103 号　令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）について

日程第９　議案第 104 号　字の区域及び名称変更について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

○議長（土田正雄君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

本日の出席議員は，１１名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（土田正雄君）　ここで，日程第１に入る前に，町長から，令和２年１２月３日付で令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会における議案第 104 号の訂正についての許可を，矢掛町議会会議規則第２０条第１項の規定により求められております。ここで，訂正の理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　〔議案第 104 号について訂正説明記載省略〕

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。

議案第 104 号の字の区域及び名称変更についての字句の訂正について，許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第 104 号の字の区域及び名称変更についての字句の訂正についてを許可することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　議案第７９号　岡山県西部衛生施設組合規約の変更について

○議長（土田正雄君）　日程第１，議案第７９号についてを議題といたします。

これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第７９号については，原案のとおり決することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第７９号，岡山県西部衛生施設組合規約の変更については，原案のとおり，可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　議案第８０号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第８３号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８４号　矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定

について

議案第８６号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について

議案第８９号　矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について

○議長（土田正雄君）　日程第２，議案第８０号から議案第８９号までについてを議題といたします。

これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第８０号から議案第８９号までは，所管の常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第８０号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第８１号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について，議案第８２号，督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について，議案第８３号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について，議案第８４号，矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第８５号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，議案第８６号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，議案第８７号，矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について，議案第８８号，矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定については，総務文教常任委員会へ，議案第８９号，矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第９０号　道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　次に，日程第３，議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この議案は，地方自治法第 117 条の規定に該当しますので，ここで副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（川上淳司君）　それでは，議長を交代いたしました。よろしくお願いいたします。

議案第９０号ですが，本案は議員の自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第 117 条の規定により，除斥に該当すると認められますので，土田正雄君の退場を求めます。

〔１０番　土田正雄君　退場〕

○副議長（川上淳司君）　それでは，議案第９０号についてですが，これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川上淳司君）　質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第９０号につきましては，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに，異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川上淳司君）　異議なしと認めます。よって，議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定については，予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

土田正雄君の入場をお願いいたします。

〔１０番　土田正雄君　入場〕

○副議長（川上淳司君）　ここで，議長を交代いたします。土田議長，議長席へお願いいたします。

〔議長交代〕

○議長（土田正雄君）　議長を交代いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議案第９１号　賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（土田正雄君）　日程第４，議案第９１号についてを議題といたします。

これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第９１号は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第９１号，賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第９２号　賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　次に，日程第５，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この議案は，議員の自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第117条の規定により，除斥に該当すると認められますので，花川大志君の退場を求めます。

〔７番　花川大志君　退場〕

○議長（土田正雄君）　それでは，議案第９２号についてですが，これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第９２号につきましては，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施

設の指定管理者の指定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

花川大志君の入場をお願いいたします。

〔７番　花川大志君　入場〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第９３号　矢掛町都市公園の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　日程第６，議案第９３号についてを議題といたします。

これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第９３号は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第９３号，矢掛町都市公園の指定管理者の指定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第９４号　町道の路線変更について

議案第９５号　町道の路線認定について

○議長（土田正雄君）　日程第７，議案第９４号及び議案第９５号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第９４号及び議案第９５号は，原案のとおり決することに，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第９４号，町道の路線変更について，議案第９５号，町道の路線認定については，原案のとおり可決決定することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　議案第９６号　令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について

議案第９７号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９８号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９９号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議案第 100 号　令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について

議案第 101 号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）について

議案第 102 号　令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第 103 号　令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（土田正雄君）　日程第８，議案第９６号から議案第103号までを議題といたします。

既に説明が終わっておりますので，これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第９６号から議案第103号は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第９６号，令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について，議案第９７号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第９８号，令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第９９号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について，議案第100号，令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について，議案第101号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）について，議案第102号，令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について，議案第103号，令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　議案第104号　字の区域及び名称変更について

○議長（土田正雄君）　日程第９，議案第104号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第104号については，原案のとおり決することに，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第104号，字の区域及び名称変更については，原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（土田正雄君）　本日予定しておりました案件の審議は，全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし，次の本会議は１０日木曜日午前９時３０分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，１０日の木曜日９時３０分から本会議を再開することに決しました。

ここで，お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため各常任委員会が次の日程で開催されます。７日の月曜日，総務文教常任委員会が午前９時３０分から，３階大会議室で行われます。また，予算決

算常任委員会が，８日の火曜日の午前９時３０分から３階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでした。

午前　９時４８分　散会

令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会（第４号）

１．会議招集日時　令和２年１２月１０日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（閉会）　午前１０時３８分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
1	田中輝夫	出	2	髙月敏文	出
3	原田秀史	出	4	小塚郁夫	出
5	石井信行	出	6	山部多喜夫	出
7	花川大志	出	8	川上淳司	出
9	浅野毅	出	１０	土田正雄	出
１１	山野豊久	出	１２		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務防災課長	堀賢一
企画財政課長	松嶋良治	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	藤原徳忠	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	奥村栄治	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務防災課長代理	立川人士	企画財政課長代理	河上昌弘
矢掛寮長	西山弘之	財政管財係長	石井亮太郎

５．出席した事務局職員

議会事務局長	守屋裕文	書記	大嵩勇人

６．議事日程

日程第１　諸般の報告

日程第２　委員長報告　議案第８０号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す

る条例制定について

議案第８１号　矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第８３号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８４号　矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について

議案第８９号　矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について

議案第９１号　賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第９３号　矢掛町都市公園の指定管理者の指定について

議案第９６号　令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について

議案第９７号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９８号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第９９号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

議案第 100 号　令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について

議案第101号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第３号）について

議案第 102 号　令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第 103 号　令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）について

日程第３　委員長報告　議案第９０号　道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

日程第４　委員長報告　議案第９２号　賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

日程第５　委員長報告　議会秩序保持特別委員会委員長報告

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

○議長（土田正雄君）　皆さん，おはようございます。今月４日の本会議に引き続き，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は，１１名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　諸般の報告

○議長（土田正雄君）　日程第１，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，報告をしていただきます。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

３点について，報告をしたいと思います。

１点目は，消防団年末夜警の中止についてでございます。先日のこの議会の初日に，出初式の開催についてを報告をさせていただいた際に，年末年始の団活動について，慎重に検討されていることをお伝えいたしましたが，町民全員が笑顔で新年を迎えられるよう，火災予防徹底を図ることを目的に，毎年，消防車両による町内の巡視などを行っております年末夜警の開催について，今月４日の消防団幹部会議におきまして，協議が行われた結果，新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，本年度につきましては中止することとなりましたので，報告があったのでお知らせをいたします。

町民の皆様，議員の皆様には，火の取扱いには十分注意し，火災予防に努めていただきますよう，よろしくお願いをいたします。

２点目，報告第７号。ちょっとこれは，お知らせになろうかと思いますが，ワーケーションリゾート備中矢掛の開催について，お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと思いますが，これは，一般財団法人矢掛町観光交流推進機構が実施するものでありまして，その状況をお知らせしておくということでございます。

この事業については，このＤＭＯや備中西商工会矢掛地区などで構成されます，実行委員会が主催するワーケーションリゾート備中矢掛が，観光庁の事業が採択され，本町で開催されます。

開催日は，来年１月８日金曜日から１月１７日日曜日までで，開催場所は，矢掛屋，旧矢掛本陣石井家住宅，やかげ町家交流館及びあかつきの蔵であります。

内容といたしましては，各会場へのアート作品の展示，トークイベントやアーティストによるパフォーマンスを開催する宿場町ほろ酔いナイトイベント，宿場町の夜を彩る宿場町ナイトライトアップなどが盛りだくさんであります。

この機会に，町民の皆様にも，江戸の宿場町で現代アートに触れ，日本初のアルベルゴ・ディフーゾタウンで，非日常的な日常を満喫していただくとともに，全国や世界へ矢掛町をＰＲするものと期待をしております。

議員の皆様には，ワーケーションリゾート備中矢掛の開催・ＰＲ等について，御支援を賜りますようお願いいたします。

これ，お聞きすれば，これはＡＮＡがこの事業を推進してくださっておりまして，財源のほうは国のお金というふうに聞いておりますし，これは実証のものでありますので，多くの人に賑わいを作るという意味ではありません。そこだけはちょっと理解していただいて，こういうイベントがある。それで決められた中で動いてますので，多くの町民がこぞって寄ってくださいということではありませんので，そのへんは御理解をしておいていただければと思います。

報告第８号，道の駅山陽道やかげ宿の開業について，お知らせをいたします。

現在，道の駅山陽道やかげ宿につきましては，令和３年３月の完成を目指し，岡山県とともに安全に工事を進めておりますが，竣工式について県と協議を，日程調整をしてまいったところでございますが，一応３月２８日の日曜日ということで県と合意いたしましたので，お知らせをしておきます。

道の駅山陽道やかげ宿は，まるごと道の駅の玄関口として，町内外の皆様に親しまれる施設となりますよう，積極的な利活用の促進及びＰＲに今後も御協力を賜りたいと存じますので，よろしくお願いいたします。

竣工式の内容等については，県とも協議するというのが一つありますし，もう一つはコロナというときの対応でありますので，慎重にかつ適切な対応をしていくということでございますので，その点は御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（土田正雄君）　町長からの報告が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　委員長報告　議案第８０号　矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８１号　矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第８２号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第８３号　矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第８４号　矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第８６号　矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第８７号　矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第８８号　矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について

議案第８９号　矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について

議案第９１号　賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正す

る条例制定について
議案第９３号　矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
議案第９６号　令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について
議案第９７号　令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第９８号　令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
議案第９９号　令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
議案第 100 号　令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について
議案第101号　令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第３号）について
議案第 102 号　令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第 103 号　令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（土田正雄君）　次に，日程第２，地方自治法第 117 条の規定により，除斥に該当する議案以外の議案として，議案第８０号から議案第８９号まで，議案第９１号，議案第９３号，議案第９６号から議案第 103 号までの議案を一括議題とし，委員長報告を行います。これらは，去る４日の本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了しておりますので，それぞれの常任委員長から，審査の概要を報告していただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず，総務文教常任委員長，髙月敏文君，お願いします。２番，髙月君。

○２番（高月敏文君）　それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る１２月４日の本会議において付託を受けました，議案第８０号から議案第８８号の９件について，１２月７日，総務文教常任委員会を開催し，全委員の出席のもと，副町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず，議案第８０号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，マイナンバーカードの所持が前提か，どこでできるようになるのかといった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８１号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，「手数料を徴収したものとみなすということはどういう意味か」とか，「コンビニ交付と町の窓口で申請者が支払う手数料の額は同額か」といった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８２号，督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての審査では，

審査の結果，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８３号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，「移行への申請は該当者がみずから申請しなければならないのか」といった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８４号，矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８５号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，「再延長の期間はどのようにして決まったのか」といった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８６号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，「従事者の対象者はどのような作業をするのか」，「発熱外来では１日どれぐらい検体採取するのか」といった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８７号，矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定についての審査では，審査の結果，「定数を減員して，消防活動，捜査活動に支障が出ないのか」「定数についての基準はあるのか」といった質疑がありましたが，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

議案第８８号，矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定についての審査では，審査の結果，内容そのものに異議を唱えるものはなく，全会一致で了といたしました。

以上が，総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら，他の委員にお願いいたしまして，総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（土田正雄君）　続いて，予算決算常任委員長，田中輝夫君お願いします。１番，田中君。

○１番（田中輝夫君）　それでは，予算決算常任委員会，委員長報告を行います。

１２月４日の本会議において付託を受けました，令和２年度矢掛町各会計補正予算案件８件と，条例制定案件及び指定管理者の指定案件５件について，一昨日の８日に，予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長，副町長，教育長ほか関係職員の説明を聴取しながら，慎重に審査をいたしました。個別の質疑応答内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要と結果につきまして，御報告をいたします。

まず，条例制定案件及び指定管理者の指定案件の審査でありますが，議案第８９号，矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定については，条例に定める事業内容，駅舎の使用料を定める理由，利用者の原状回復の義務などについて，質疑を行いました。審査の結果，一部委員から異議が出ましたが，賛成多数で原案を了といたしました。

議案第９１号，賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定については，和室，会議室の貸し出しの場合の使用料設定など，質疑応答を行いました。審査の結果，賛成多数で原案を了といたしました。

議案第９３号，矢掛町都市公園の指定管理者の指定については，指定管理者の人員体制と今後の

公募計画，事業計画書の提出要望など質疑応答を行いました。審査の結果，一部委員から異議が出ましたが，賛成多数で原案を了といたしました。

次に，一般会計，特別会計補正予算でございますが，議案第９６号，令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については，繰越明許費のサテライトオフィス整備事業の状況，防災対策事業の藤ヶ峠トンネルの照度基準，債務負担行為の三事業，道の駅山陽道やかげ宿及び矢掛ビジターセンター問屋・矢掛町総合運動公園の指定管理運営委託限度額の積算根拠，農業振興費の連携総合対策事業，都市再生整備の観光振興計画策定事業，プレミアム商品券発行支援事業の範囲拡大計画の有無，河川維持のふるさとの川リフレッシュ事業の実施箇所，地域おこし協力隊の報酬減，サテライトオフィスにかかる体験宿泊者等の報償費などの内容について質疑を行いました。審査の結果，一部委員から，補正予算内容に異議が出ましたが，賛成多数で原案を了といたしました。

議案第９７号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については，特段の質疑はなく，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第９８号，令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）については，一般介護予防事業費の減額について，質疑を行いました。審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第９９号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については，特段の質疑はなく，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

次に，企業会計でございますが，議案第 100 号，令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）については，コロナ禍で業務量減少での支出増の質疑を行いました。審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第 101 号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）については，補正額の退職給付費及び経営の状況について，質疑応答を行いました。審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第 102 号，令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）についてと議案第 103 号，令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）については，特段の質疑はなく，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

なお，執行部に置かれましては，本委員会での意見，要望等に十分留意され，なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら，他の委員さんに補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（土田正雄君）　それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　議案第９３号と９６号に関わってお尋ねします。委員会でお尋ねした，指定管理の積算根拠についての資料が欲しいということでお願いしましたが，積算根拠の資料は必要でないということを採決で，多数決で決められましたが，審査が曖昧になってしまっていると私は思っていますが，委員長はどう思われますか。

○議長（土田正雄君）　今の質疑については，石井議員も参加しておりました委員会で行っておりますので，参加した委員会についての質疑は，本会議では省略したいと思います。よろしくお願い

いたします。石井議員が出席されてた委員会で，質疑が行ってるはずですから。わかりませんか。

はい，質疑を終結いたします。

これより，討論を行います。討論はありませんか。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　第８９号について，反対討論を行います。道の駅設置条例制定についてですが，一昨年の暮れに，地元説明会がありました。ここの３階であったんですが，物品販売をしないという説明でした。それから，観光客を道の駅から商店街へ誘導して，買い物をしてもらう。だから，そこは物品販売はしないんだという説明でした。で，ところが，第７条に関する別表を見ると物品販売をするようになっています。それで，これは説明と違うのではないかということで，明らかに商店街の人たちに説明したのと違うことが出ているので，これは納得がいかない。それから，第３条で掲げられている７項目の事業内容を見ますと，町家交流館の事業内容と重なっています。これ，人的にも財政的にも，事業が混在して，区分が曖昧になる可能性が大きいです。ですから，それらのことがあるので，この案には反対です。

以上です。すみません，続けて…

○議長（土田正雄君）　すみません。１件ずつ行うということで…

○５番（石井信行君）　はい。はい，わかりました。

○議長（土田正雄君）　はい。ただいま反対討論がありました議案第８９号について，賛成討論はありませんか。７番，花川君。

○７番（花川大志君）　議案８９号の条例制定案に賛成の立場から，討論を行います。条文の内容において，事業７項目。そして，整備される施設１３項目は，いずれも道の駅の要件を満たしていることが確認できました。また，利用許可の基準も，我がまちの道の駅にふさわしい厳格かつ適正なものであると認められるので，当該２３の条文にまとめられた本条例制定案件について，私は，この案を賛成したいと思います。

○議長（土田正雄君）　そのほか，議案第８９号について，賛成反対討論がありませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君）　はい。なければ，議案第８９号以外の案件につきまして，討論はありませんか。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　議案第９３号について，反対討論します。都市公園の指定管理者の指定についてですが，ここでも，先ほど述べましたように，指定管理料の積算根拠がわかりません。

2,800 万円掛ける５――１億 4,000 万円が，これだけの税金が出る。上限ですが，出ることが約束されています。こんなおいしい事業はやめられません。

ここでも，さまざまなイベントがあれば別に予算が組まれてきています。つまり，この積算根拠が明らかでないものを，予算化する。出すということ自体に，大変問題を感じています。ですから，これに賛成するわけにはまいりません。

以上です。

○議長（土田正雄君）　はい。ただいま議案第９３号についての反対討論がありました。賛成討論はありませんか。３番，原田君。

○３番（原田秀史君）　それでは，議案第９３号，矢掛町都市公園の指定管理の指定について，賛

成の立場から討論を行います。指定管理に予定しております，特定非営利活動法人やかげスポーツクラブは，平成２８年４月から指定管理者といたしまして，矢掛町総合運動公園の管理業務を行っておりますが，他の業者に委託することなく，理事長みずからが先頭に立ち，職員一人とシルバー人材センターを有効に活用し，効率的な管理を行う中で，町内は元より，近隣市町からも幼稚園，保育園が大型バスで，また，グランドゴルフ，サッカー等のスポーツ愛好者を始め，子ども連れの家族など多くの来園者で盛況を博しております。町外の来園者からも，「管理が行き届き，とてもきれいな公園なのでまた来たい」といった声も聞いております。私も県内の多くのこうした公園を見てまいりましたが，矢掛町総合運動公園は，県内でもトップクラスではないかと思います。このような現状を踏まえますと，５年間の管理実績がある特定非営利活動法人やかげスポーツクラブを指定管理者に指定することが，最適だと思います。以上の理由により，本議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（土田正雄君）　議案第９３号について，反対賛成の討論ほかにありませんか。７番，花川君。

○７番（花川大志君）　審査の場で，その積算根拠についての提案が議員中からありました。その後，調査をいたしましたが，これ一番わかりやすいのは，９月定例会において出た決算の内容でございます。当該指定管理の前年度の実績，過去の実績も確認いたしましたが，正にその金額に合致した内容でありました。これは，当然ながら積算根拠の資料は出ておりませんでしたが，過去のことを考えますと，このたびの指定管理料については，適正だと私は感じます。よって，本案に賛成をいたします。

○議長（土田正雄君）　本議案に対しての，反対賛成の討論，ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君）　なければ，本案件に対する反対賛成討論を終結します。

その他の案件の議案に対する討論はありませんか。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　議案第９６号の令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について，反対討論を行います。

１つ目は，繰越明許費補正でサテライトオフィス整備事業 6,620 万円が計上されています。誰が入るかもわからない古民家ですね。建物評価額３０万，土地評価額 700 万。既に入札が行われているということですが，その誰が入るかもわからない，どんな用途で使われるのかもわからないのを，このような高額な予算を費やして整備する意味があるのか。町全体の，このまちづくりの計画の中のどういうところに位置付けられるのか。その点が，もう全く語られていません。

で，それに引き続いて，債務負担行為の補正で，３つの管理指定業者への上限額ですが，２億 8,640 万円が指定管理料として挙げられています。これは積算根拠が全く不明な上に，５年，４年，５年ないし１０年の先まで，この公金を費やしてしまうという予算です。こういう，まちづくりにとって，本当にどれだけ今，まちづくりができるのかということを一切検証もなく，次々に予算をつぎ込むことは，断固として許されないことではないか。そういう意味で９６号議案に反対します。

以上です。

○議長（土田正雄君）　本議案に対する賛成の討論はありませんか。８番，川上君。

○８番（川上淳司君）　議案第９６号の補正予算に対しまして，賛成の立場から意見を述べさしていただきます。サテライトオフィス整備事業につきましては，前回の９月議会で私のほうで質問さしていただいた内容，６月議会か９月議会かちょっと覚えてませんが，コロナ対策の部分でサテライトオフィスをしないのかということで，質問さしていただいた内容なんで，それを当初していただいて，このような状況ができたのは大変ありがたいことだと思っております。今回のコロナ禍におけるサテライトオフィスの重要性を町がしっかり認識されて，こういうふうな予算を立てられたことについては，大変感謝しております。よって，この予算について，十分な検討の結果の予算ですので，これだけの予算計上があるべきだと思っておりますんで，賛成です。

併せまして，債務行為の補正のほうですけど，必ず，人が絡めば費用が掛かってくるわけですので，ここまで町が観光に力を入れているまちは，少ないと思っております。ですから，それぞれの今回の債務負担行為につきましては，感謝をする以外ないと思っておりますが，これから先の矢掛のまちを見たときに，どういうふうに変わっていくか。それの絵姿がないと言われますけど，絵姿を付けるためにこれだけの予算を付けていくっていうのが，私の考えであります。

それと，最後に，総合運動公園の指定管理のほうですけど，それにつきましても，先ほど，７番議員が申し上げたとおりのことを付け加えさせていただいて，賛成とさしていただいて，賛成討論させていただきます。

以上です。

○議長（土田正雄君）　議案第９６号について，ほかに賛成反対の討論はありませんか。７番。

○７番（花川大志君）　私は，議案第９６号，この内容に賛成の立場から討論を行います。今次，一般会計補正予算（第６号）の概要を見ますと，その財源内訳については，特定財源が 9，800 万円，一般財源が 300 万円ということで，行政のそれぞれの補助事業，あるいは，さまざまな働き掛け。これの成果が見て取れるわけでございます。

また，債務負担行為については，こういった観光，あるいは，交流人口の受け入れ施設，また，総合運動公園，町民の憩いの場。こういったものを運営するには，一定の期間，あるいは相当の技量を蓄積していただかないと管理運営がなかなか難しいのではないかと，一町民として思うわけでございます。その点，観点からすると，契約年数，あるいは，その債務負担行為が内包する委託料，指定管理料等々，これについては，私は適正と判断します。しっかりとこの期間を担保した中で，より良い公共施設を運営していただいて，町民，あるいは矢掛町を訪れてくださる町外の方々に，矢掛町をしっかり見ていただき，しっかり楽しんでいただく。こういったものの受け皿として，洗練されたものにしていただきたいと思っております。そのために，議会はしっかりと決算も含めて，事業概要，これを改めてちゃんと精査し，調査し，監視し，行政とともに，まちの財産として運営したことをお願いするべきだと思います。よって，私はこの一般会計補正予算（第６号）について，賛成いたします。終わります。

○議長（土田正雄君）　議案第９６号について，その他，賛成反対の討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君）　それでは，その他の議案に対する討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

これより採決を行いますが，議案の性質上，分離して採決を行います。

議案第８９号，議案第９３号及び議案第９６号については，討論がありましたので，議案第８０号から議案第８８号及び議案第９１号までの条例改正制定案件，議案第９７号から議案第103号までの補正予算案件について，それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第８０号から議案第８８号及び議案第９１号までの条例改正制定案件，議案第９７号から議案第103号までの補正予算案件については，委員長報告は，これを可とするものでありますので，それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，議案第８０号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第８１号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について，議案第８２号，督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について，議案第８３号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について，議案第８４号，矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第８５号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について，議案第８６号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，議案第８７号，矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について，議案第８８号，矢掛町伝統的建造物群保存地区における矢掛町税条例の特例を定める条例制定について，議案第９１号，賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について，議案第９７号，令和２年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第９８号，令和２年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について，議案第９９号，令和２年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について，議案第100号，令和２年度矢掛町病院事業会計補正予算（第３号）について，議案第101号，令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第３号）について，議案第102号，令和２年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）について，議案第103号，令和２年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）については，それぞれ原案のとおり可決決定することに決しました。

次に，討論のあった議案の採決を行います。

先ほど，反対賛成それぞれ討論がありましたので，議案第８９号について，ただいまから起立による採決を行います。なお，採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

議案第８９号，矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第８９号，矢掛町道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定については原案のとおり可決決定いたしました。

次に，反対賛成それぞれ討論のありました議案第９３号について，ただいまから起立による採決を行います。なお，採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

議案第９３号，矢掛町都市公園の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求め

ます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第９３号，矢掛町都市公園の指定管理者の指定については，原案のとおり可決決定いたしました。

次に，反対賛成それぞれ討論がありました議案第９６号について，ただいまから，起立による採決を行います。なお，採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

議案第９６号，令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第９６号，令和２年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）については，原案のとおり可決決定されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　委員長報告　議案第９０号　道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　日程第３，議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてに対する委員長報告を行います。

この案件は，地方自治法第 117 条の規定に該当しますので，ここで副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（川上淳司君）　議長を交代いたしました。よろしくお願いいたします。

議案第９０号は，議員の自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第 117 条の規定により，除斥に該当すると認められますので，土田正雄君の退場を求めます。

〔１０番　土田正雄君　退場〕

○副議長（川上淳司君）　それでは，議案第９０号についてですが，去る４日の本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了しておりますので，予算決算常任委員長から，審査の概要を報告していただきます。

それでは，予算決算常任委員長，田中輝夫君お願いいたします。１番，田中君。

○１番（田中輝夫君）　議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてでございます。この議案は，地方自治法第 117 条の規定に該当する１名の委員には退席していただき，審査しました。

委員会に提出のあった資料の説明を受けた後，指定管理候補団体の役員構成，業務内容，事業計画について，質疑応答を行いました。審査の結果，一部委員から異議がでましたが，賛成多数で原案を了といたしました。

簡単でありますが，以上が，議案第９０号道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についての審議結果であります。不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせて頂きます。

○副議長（川上淳司君）　予算決算常任委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○副議長（川上淳司君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　議案第９０号についての反対討論を述べます。この，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についてですが，これは，指定管理料の積算根拠が全くわからない。全く新しい事業ですが，指定管理料の積算根拠がわからないということで，委員会でも再三，担当課へも行っていろいろお尋ねしましたが，よその道の駅の指定管理料を参考にしたという説明だけでした。で，施設管理料は，令和３年から令和６年までで，1,360 万円掛ける４は，5,440 万円。これだけの税金を矢掛宿に出すという約束です。県からの負担割合がどれだけになるのかという説明も全くありません。このような議案の審査のしようがありません。何を基に判断の材料にすればいいのか。こういう案には賛成できません。

以上で，反対討論を終わります。

○副議長（川上淳司君）　それでは，賛成討論はありませんか。７番，花川君。

○７番（花川大志君）　私は，議案第９０号，指定管理者の指定案件に賛成の立場から討論を行います。審査における建設課から提出された資料内容。そのうち，当該事業者を指定した根拠。これについて，町内における指定管理の実績を重視したとございました。この施設の性格を鑑みれば，私は，これはまことに適正と考えます。

今後，まちから運営に関する指定管理料等々が拠出されますが，これは売り上げとか，そういうものではなく，町民あるいはまちの利益を何かということを鑑みれば，この施設を適正に運営していただいて，矢掛のまちへ訪れていただく。それが，ただのトイレ利用であったり，駐車，仮眠であったりしても，そういう施設が矢掛町にあることで，矢掛町へお越しいただくことができる。その中で，我々は，町民がさまざまなおもてなしをする，ひとつのゲートウェイだという説明を受けました。やはり，この指定管理をする上で，そのゲートウェイを運営するには，この実績というのは非常に私は大きいのではないかと思います。一からやるのと，その実績を持って，この事業に取り組む。要するに，建屋内でのさまざまなイベントとか，あるいはその管理，情報発信。こういったものは，町内の同様の事業に接したものでなければ，直ちにはできないわけございます。今年，新たにできたと申しましても，矢掛を訪れた人は，１年目か２年目か１０年目か。そんなことは関係ないわけでございます。そういった意味では，やはり，建設課から出た，その資料内容。今までの実績。そして，その業務内容，結果。そういったものを，我々町民は信頼してお願いしたいということになるのではないかと思います。そういった観点から，私は当該指定管理を指定するものの，この案に賛成いたします。終わります。

○副議長（川上淳司君）　その他，議案に対する討論はありませんか。

〔なし〕

○副議長（川上淳司君）　討論を終結いたします。

先ほど，反対賛成，それぞれの討論がありましたので，議案第９０号については，ただいまから，起立による採決を行います。なお，採決に当たっては，案件を可とする原則に従い行います。議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求め

ます。

〔起立〕

○副議長（川上淳司君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第９０号，道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者の指定については，原案のとおり可決決定いたしました。

土田正雄君の入場をお願いいたします。

〔１０番　土田正雄君　入場〕

○副議長（川上淳司君）　ここで，議長を交代いたします。土田議長，議長席へお願いいたします。

〔議長交代〕

○議長（土田正雄君）　議長を交代いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　委員長報告　議案第９２号　賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

○議長（土田正雄君）　日程第４，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についてに対する委員長報告を行います。

本案は，議員の自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第 117 条の規定により，除斥に該当すると認められますので，花川大志君の退場を求めます。

〔７番　花川大志君　退場〕

○議長（土田正雄君）　それでは，議案第９２号についてですが，去る４日の本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了しておりますので，予算決算常任委員長から，審査の概要を報告していただきます。

それでは，予算決算常任委員長，田中輝夫君お願いいたします。１番，田中君。

○１番（田中輝夫君）　それでは，報告させていただきます。議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について。この議案も，地方自治法第 117 条の規定に該当する１名の委員には退席していただき，審査しました。

委員会に提出のあった資料の説明を受けた後，指定管理候補団体の役員構成，概要書のコンセプトに本物を体感・事業内容の景観の維持との表記の仕方について，１０年間の指定管理期間の理由などの質疑応答を行いました。

審査の結果，委員から指定管理期間などについて一部異議が出ましたが，賛成多数で原案を了と致しました。

以上が，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての審査結果であります。不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（土田正雄君）　予算決算常任委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。５番，石井君。

○５番（石井信行君）　第９２号の議案，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について，反対討論を行います。これも，指定管理の積算根拠が出ておりません。それと，920 万円掛ける１０。この１０という根拠もありません。9,200 万円というのが，もう事前に約束されている。

それから，もう一つは，この指定管理というこの制度に，該当するのかという問題です。ビジターの，要するに観光客を，この観光客のアナウンスをするというわけですから，住民へのサービスということが実際には考えられません。基本的には町が行うべき業務を，民間に，民間の活力を借りて，指定管理をしていただくということですから，実際には今までＤＭＯ，この，すみません，ＤＭＯという言葉で言って，本当は違うんですが，ＤＭＯがやってきてることをそのまますまするのであれば，何も指定管理の制度のに該当しないと，私はこう思います。で，矢掛屋の例が示しているように，補正で補い続ける可能性は極めて大きいというふうに，私は考えます。ですから，この９２号議案には反対します。

以上です。

○議長（土田正雄君）　はい。ほかに，賛成の討論はありませんか。８番，川上君。

○８番（川上淳司君）　はい。私は，議案９２号について，賛成の立場で討論をさしていただきます。先ほども申しましたけど，まちの観光をここまで力を入れる町はいないというふうに，私は矢掛町のことを自負しております。当然，ＤＭＯの皆さんが，どれぐらいの苦労をされて，今まで矢掛商業の跡地で頑張ってこられたことも，よく目にして確認をしておりますし，一生懸命やっていただいてます。当然，その施設に対してやることがたくさんある中で，こういうふうな金額でできるのかなという不安はありますけど，やっていただいて，もし不足分があるようだったらお知らせいただければというふうなことも感じておりますし，一生懸命やっていただくことに対して，本当に敬意を表しておりますので，これからそれが新しい拠点として，このビジターセンターができることによって，ますます良くなっていくんではないかなというふうな感覚を持っております。ですから，今回の指定管理者に選ばれることによって，努力が実を結んでいくような形になればと思うので，今回の指定管理者については，賛成の立場で，賛成討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（土田正雄君）　ほかに討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君）　討論を終結いたします。

先ほど，反対賛成，それぞれ討論がありましたので，議案第９２号について，ただいまから起立による採決を行います。なお，採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第９２号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決決定いたしました。花川大志君の入場をお願いいたします。

〔７番　花川大志君　入場〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　委員長報告　議会秩序保持特別委員会委員長報告

○議長（土田正雄君）　日程第５，議会秩序保持特別委員会の委員長報告を行います。

これは，去る令和２年３月議会において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了しておりますので，議会秩序保持特別委員長から，審査の概要を報告していただきます。

それでは，議会秩序保持特別委員長，山野豊久君お願いします。１１番，山野君。

○１１番（山野豊久君）　それでは，議会秩序保持特別委員会委員長報告を行います。令和２年第１回矢掛町議会第１回定例会において本委員会に付託され，閉会中の継続審査となっていた議会の品位と秩序について，調査が終了しましたので，矢掛町議会会議規則第７６条の規定により，調査の経緯及び結果について報告いたします。

本委員会は，全議員によって構成され，令和２年３月２４日に第１回の委員会を開催し，令和２年１０月１３日に最終となる第５回の委員会を開催しました。

委員会では，議会の秩序保持について，本会議での議員の発言の多くの時間を占める一般質問について協議を行い，議会の秩序保持を図りました。

各議員で共通の認識を持つための一般質問のあり方をめぐる協議の中で，町民の立場に立った効果的な一般質問をするための通告のあり方，発言内容の根拠調査のあり方について，調査いたしました。発言内容の根拠のあり方については，第三者の名前を議場で用いる際には，問題となっている事象の客観的な根拠を示すことという意見が大勢を占める一方，議員はその疑念を抱いたならば，必要があれば，個人名等を出すことは，厭うべきではないという意見がありました。

一般質問の通告のあり方については，町民に資する議会のあり方として，質問の本旨の見えない，あるいは，通告趣旨と異なる質問を避けるためにも，より詳細な質問趣旨を示す必要があるという意見がありました。また，ある種の取組をすることそのものが，議員の権利を阻害することだという主張もありましたが，議員の発言の自由は保障しつつ，効果的な質問をするためには，一定のルール作りは必要との意見が大勢を占めました。

委員会ではこの結果を受け，お手許に配付のとおり，申合せ事項を決定しております。本委員会の調査につきましては，この報告をもって終結といたします。

以上で，議会秩序保持特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（土田正雄君）　議会秩序保持特別委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　質疑を終結いたします。

本件は，委員長の報告のとおり決定し，議会秩序保持特別委員会を終了いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　御異議なしと認めます。よって，本件は委員長の報告のとおり決定し，議会秩序保持特別委員会を終了することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（土田正雄君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。したがって，次期議会の会期，日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会での調査・研究につきましては，閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，次期議会の会期，日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会の調査・研究については，閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに，お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第７条の規定により，本日をもって第８回矢掛町議会第４回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君）　異議なしと認めます。よって，第８回矢掛町議会第４回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

令和２年第８回矢掛町議会第４回定例会につきましては，９日間の会期でありましたが，上程いたしました条例改正や補正予算案など２６議案につきまして，慎重な御審議を賜り，それぞれ原案のとおり，御決定をいただきまして，まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました，貴重な御意見や御提言につきましては，今後，十分検討させていただきたいと存じます。

さて，今月５日に，やかげまるごと商店街振興会の主催で開催されました，やかげまるごとＧｏＴｏ商店街は，コロナ禍の開催でありましたが，勇気ある決断で，近隣市町とともに，様々なお店が出店され，イベントも盛りだくさんで大好評でございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けている観光業や飲食業などに活気を取り戻し，商店街の活性化につながる催しが開かれたのも，民間活力により，観光振興に尽力される方々の賜物であり，多くの関係者の方に，心から感謝申し上げる次第でございます。

さて，そして政府は，令和３年度予算に係る具体的な方針として，新型コロナウイルス感染症への対応等の経費以外は，施策の優先順位を洗い直し，無駄を徹底して排除し，予算の中身を大胆に重点化するとの方針であります。

本町といたしましては，今後，本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが，令和３年度についても，コロナ禍の影響を避けることはできません。今後とも収束に向けての状況を注視しながら，予算編成をしていかなければならないと考えております。これまでの健全財政を土台といたしまして，職員一人ひとりが知恵と行動力を発揮し，創意工夫しながら，鋭意，事業に取り組んでまいりますので，議員の皆様におかれましても，一層の御理解と御協力を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが，これから，ますます寒さも厳しくなってまいります。どうか，お体には十分御注意いただきますとともに，輝かしい新春を迎えられますよう，御祈念申し上げまして，閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は，大変ありがとうございました。

○議長（土田正雄君）　以上をもちまして，閉会といたします。

なお，この後，１１時から，議会全員協議会を開催いたしたいと思いますので，議員の皆様には，全員協議会室へ御参集ください。

それでは，皆さん，お疲れさまでした。

午前１０時３８分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員